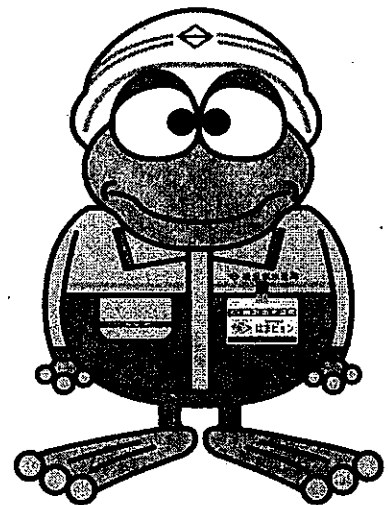


平成 20 年 度

水道局事業概要

～快適な市民生活を支える安心の水道を目指して～

水 道 局



水道局キャラクター「はまピョン」

目 次

I 水道事業会計

1 予算概況	1
2 平成20年度水道局予算の施策体系	2
3 主要事業	3
4 平成20年度水道事業会計予算概要表	15

II 工業用水道事業会計

1 予算概況	16
2 主要事業	16
3 平成20年度工業用水道事業会計予算概要表	17

III 平成20年度水道局予算 財源確保の状況

18

I 水道事業会計

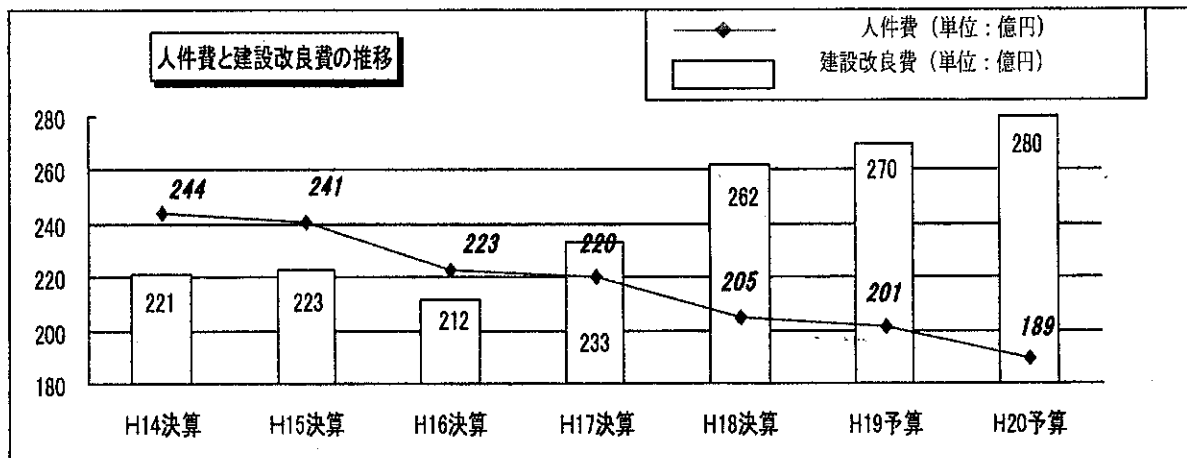
(1) 業務の予定量

区 分	平成20年度予定	平成19年度当初予算	増 △ 減	増減率(%)
給 水 戸 数	1,746,000 戸	1,719,000 戸	27,000 戸	1.6
年 間 総 給 水 量	438,730,000 m ³	442,494,000 m ³	△ 3,764,000 m ³	△ 0.9
1 日 平 均 給 水 量	1,202,000 m ³	1,209,000 m ³	△ 7,000 m ³	△ 0.6
職 員 計 画	1,925 人	2,033 人	△ 108 人	△ 5.3

(2) 当初予算比較

(単位：百万円)

区 分	平成20年度予算(案)	平成19年度当初予算	増 △ 減	増減率(%)
収 益 的 収 入	89,911	90,334	△ 423	△ 0.5
うち水道料金	75,324	75,737	△ 413	△ 0.5
収 益 的 支 出	84,175	85,525	△ 1,350	△ 1.6
うち人件費	18,888	20,133	△ 1,245	△ 6.2
うち物件費等	21,958	20,879	1,079	5.2
差 引	5,736	4,809	927	—
当 年 度 純 損 益	4,549	3,764	785	—
資 本 的 収 入	15,396	20,787	△ 5,391	△ 25.9
うち企業債	12,954	16,167	△ 3,213	△ 19.9
資 本 的 支 出	42,248	47,452	△ 5,204	△ 11.0
うち建設改良費	28,026	26,997	1,029	3.8
うち基幹施設整備及び配水管整備事業費	26,500	24,900	1,600	6.4
うち企業債償還金	13,330	19,588	△ 6,258	△ 31.9
差 引	△ 26,852	△ 26,665	△ 187	—
当 年 度 資 金 収 支	△ 1,645	△ 2,556	911	—
累 積 資 金 収 支	5,317	5,118	199	—
企 業 債 残 高	198,218	200,900	△ 2,682	—



1 予算概況

平成20年度予算は、「都市経営の基本的な考え方」及び「横浜市水道事業中期経営計画」を基本に編成いたしました。今年度予算では、水需要の低迷に伴い、水道料金収入が伸び悩む一方、老朽化した施設の更新や災害対策、お客さまサービス向上のため、大きな財政需要が見込まれます。このため、職員定数や事務事業の見直しにより、効率的でスリムな経営を目指すとともに、積極的に収入源の多角化を図るほか、企業債残高の縮減など財政基盤の強化を図りました。

(1) 水道料金収入の微減

給水戸数の増はあるものの、1戸あたり使用水量は依然として減少傾向が続いていることから、19年度当初予算の757億円に比べ4億円(0.5%)減の753億円を見込みました。

(2) 人件費の減額

業務の見直しや民間委託の拡大を受けて、損益勘定の職員定数を108名削減するほか、退職手当が19年度に引き続き高水準(定年退職110名、28億円)であるため、退職給与引当金を6億円取崩すことにより平準化します。19年度に比べ、総額で12億円(6.2%)減の189億円としました。

(3) お客さまサービス向上等のための委託料など物件費等の確保

料金整理業務の委託開始、子供たちが水道水を飲む文化を育む事業の拡大、鉛製給水管改良促進・助成事業の推進等、民間委託拡大やお客さまサービス向上のために必要な予算を確保します。総額では、19年度に比べ11億円(5.2%)増の220億円としました。

(4) 災害対策や老朽管の更新促進等のための建設改良費の確保

導水管等の重要施設について、新耐震基準による耐震補強工事を実施するほか、配水池や浄水場設備の更新・改良等を実施します。また、老朽管更新の事業費を増額し、口径400mm以上の大口径管の取替えを促進します。これらに対処するため、建設改良費(主要事業)は、19年度に比べて16億円(6.4%)増の265億円としました。

(5) 企業債残高の縮減

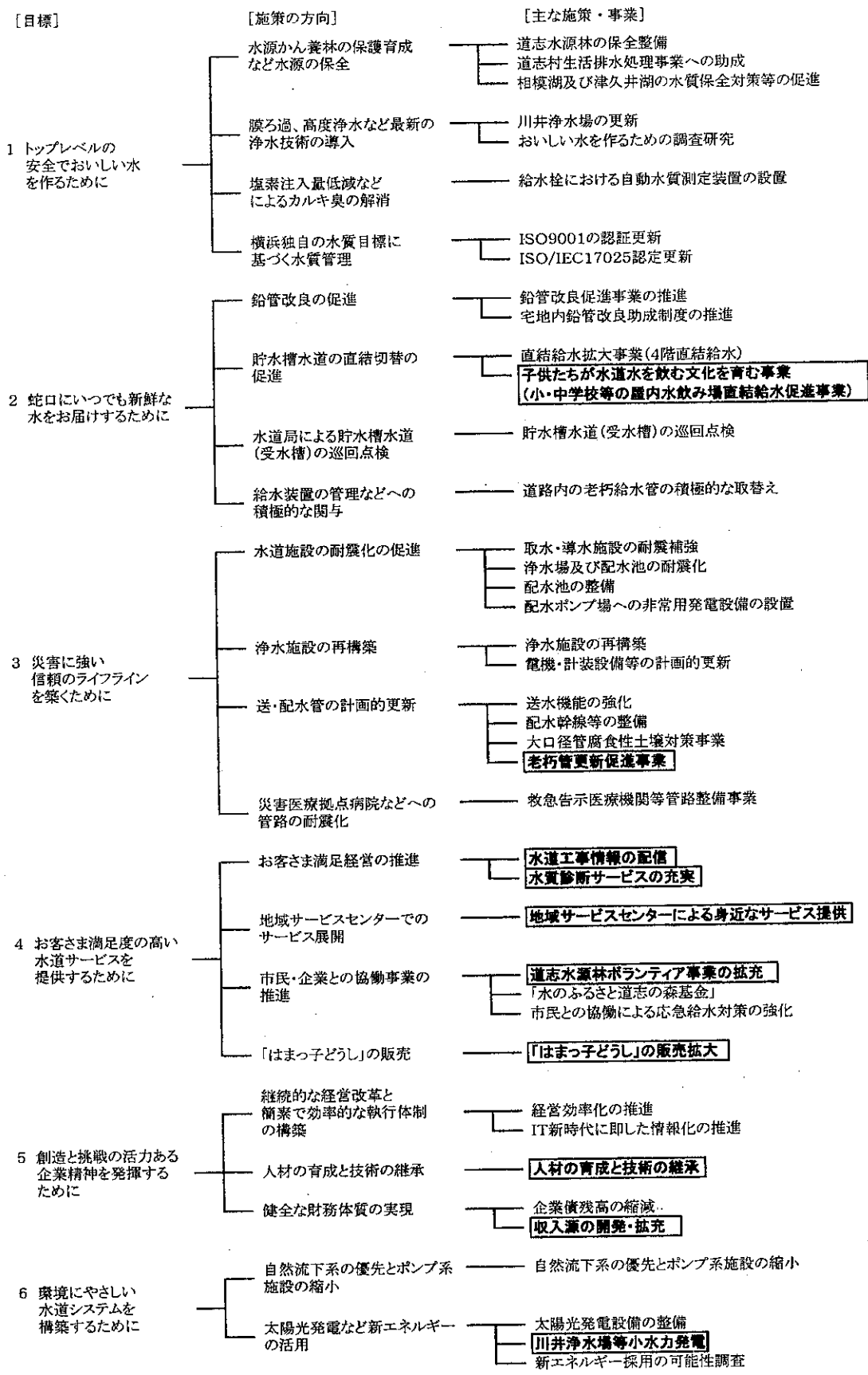
企業債発行額を企業債償還額の範囲内に抑えることにより、プライマリーバランスの黒字を維持します。企業債残高を19年度より27億円縮減し、年度末の残高を1,982億円と見込みました。

(6) 純利益の確保と累積資金残額

当年度の経営成績を示す純損益は、45億円の純利益を見込み、資本的収支の不足額を補てんした後の20年度末の累積資金残額は、53億円と見込みました。

2 平成20年度水道局予算の施策体系

太字 は新規・拡充事業



3 主要事業

(1) トップレベルの安全でおいしい水を作るために

ア 水源かん養林の保護育成など水源の保全 6億7,828万円

(ア) 道志水源林の保全整備 9,616万円

道志村に本市が保有する水源かん養林の間伐、枝打ち等の整備を引き続き進め、水源かん養機能を高めることにより、道志水源の保全を図っていきます。

(イ) 道志村生活排水処理事業への助成 4,712万円

道志川水源の水質保全を図るため、13年度から道志村の合併処理浄化槽設置事業に助成してきましたが、本市の要請に基づき、道志村では18年度から年間設置基数を増加させ、整備期間を短縮するとともに、窒素などの除去に優れた高度処理型合併浄化槽に切り替えました。引き続きこの事業に助成し、水源保全の強化を図ります。

(ウ) 道志水源林ボランティア事業の拡充 (1,405万円 別掲P10)

(エ) 「水のふるさと道志の森基金」 (1,762万円 別掲P11)

(オ) 相模湖及び津久井湖の水質保全対策等の促進 5億3,500万円

富栄養化が進む相模湖及び津久井湖の水質を保全するため、ダム管理者である神奈川県及び関係利水者と協力して、水源地域の流域下水道整備事業に対する助成を継続して実施します。

また、相模湖の湖底にたまった土砂を除去することにより、貯水容量の回復と上流域の災害防止等を図ります。

イ 膜ろ過、高度浄水など最新の浄水技術の導入 4,612万円

(ア) 川井浄水場の更新 3,280万円

川井浄水場は、老朽化が進み耐震性にも問題があるため、全面的に更新する予定です。更新にあたっては、最先端の浄水技術である膜ろ過方式の導入を検討しています。20年度内のPFI事業契約の締結に向け、19年度に引き続き、アドバザリー委託契約を行います。

(イ) おいしい水を作るための調査研究 1,332万円

お客さまへおいしい水を供給するため、大学や他の水道事業体と連携して、かび臭等異臭味対策の調査研究を進めます。

- ・ 微粉炭を用いた新たな浄水処理の研究
- ・ 高速凝集沈殿池における活性炭の注入方法の検討
- ・ かび臭発生生物の画像認識による自動計測技術の開発
- ・ 相模湖におけるかび臭発生対策調査

ウ 塩素注入量低減などによるカルキ臭の解消 1億9,533万円

ご家庭の給水栓での残留塩素濃度を監視するため、16年度から自動水質測定装置を設置しています。20年度は17台増設し、全部で82台を予定しています。

エ 横浜独自の水質目標に基づく水質管理 284万円

国際規格であるISO9001の品質管理及びISO/IEC17025の水質検査体制を継続し、国の水質基準よりもさらに厳しい横浜独自の水質目標の達成を目指します。

(2) 蛇口にいつでも新鮮な水をお届けするために

ア 鉛管改良の促進

11億8,300万円

鉛製給水管については、平成14年度よりお客さまが管理する給水装置33万か所の改良に着手し、18年度末において延べ約10万か所を実施しました。残りの約23万か所のうち、道路部分4万か所を22年度までに水道局が施工し、宅地内については、建物の建替え等により解消すると見込まれる10万か所を除いた残り9万か所を、助成制度等を活用して、26年度までに全てを改良していきます。

宅地内の鉛製給水管は、水道メーターの接続部に使われていますが、これを新しい管に取替える工事に対し、工事費の2分の1（上限5万円）を助成する制度を16年度から導入しています。また19年度から、鉛製給水管の中に合成樹脂製の管を押し込んで内側を被覆し、鉛の溶出を防ぐ廉価で簡易的な工法（パイプイン・エコ工法）を導入し、無料で水道局が施工することにより、宅地内鉛製給水管の早期解消に努めています。

イ 貯水槽水道の直結切替の促進

3億2,300万円

(ア) 直結給水拡大事業（4階直結給水）

500万円

水道局では、受水槽における衛生問題の解消を図るため、直結給水を進めています。直結給水には、配水管の圧力を利用した直圧方式と、お客さまがポンプを設置する増圧方式があります。市内全域で3階に直圧で給水できるよう管網整備を平成元年度から進め、4年度から直結給水を実施しました。その結果、市街化調整区域等特定の地域を除いた市域の99%以上で3階直結給水が可能となっています。

19年度に、直圧方式による4階直結給水の実証実験を行っており、20年度は節水シャワーやタンクレストイレなどを使用した際に、生活実感として不便がないかどうかの実態調査を行います。調査の結果を踏まえて、21年度から本格運用に入ります。

(イ) 子供たちが水道水を飲む文化を育む事業【拡充事業】

(小・中学校等の屋内水飲み場直結給水促進事業)

3億1,800万円

教育委員会と安全管理局との3局共同で、小・中学校等の屋内にある水飲み場の給水栓を、受水槽方式から水道管からの直結給水に改修します。冷たくておいしい水が飲める環境をつくることで水道水の信頼を高め、未来を担う子供たちが、蛇口から直接水道水を飲む文化を育みます。また、震災時には受水槽が破損する可能性があることから、水飲み場の直結給水化は災害時にも大きな役割を果たすことが期待されます。20年度は36校（前年度比50%増）を助成します。

ウ 水道局による貯水槽水道（受水槽）の巡回点検

193万円

お客さまが安全で衛生的な水道水を利用できるよう、市内のすべての貯水槽水道（約21,000か所）を対象に、受水槽と蛇口での水質検査、貯水量等の点検を18年度から5年間で行い、適正な管理について指導・助言するとともに、直結給水方式についての必要な情報を提供し、受水槽方式からの切り替えを促進します。

また、法令上検査義務のない8㎡以下の小規模受水槽の調査にあたっては、引き続き区福祉保健センターと連携して行っていきます。

エ 給水装置の管理などへの積極的な関与

4億2,500万円

給水装置の維持管理は、横浜市水道条例により使用者及び所有者が行うこととされています。しかし、道路内の給水装置については、現実的にはお客さまが維持管理することが困難なため、水道局が漏水修理や配水管の更新時に合わせて、管理が容易で耐震性及び施工性に優れたステンレス鋼管に更新しています。

(3) 災害に強い信頼のライフラインを築くために

ア 水道施設の耐震化の促進 25億2,268万円

(ア) 取水・導水施設の耐震補強 17億4,336万円

災害に強く信頼のライフラインを築くために、安定して導水ができる自然流下系の取水・導水施設の耐震化を図っていきます。

- ・ 相模原市大島(水場)から田名(減圧水槽)間口径1,500mm導水管布設工事
(道志川系)
- ・ 鶴ヶ峰駅から西谷間口径1,100mm導水管補強工事(相模湖系)

(イ) 浄水場及び配水池の耐震化 4億9,312万円

浄水場の大部分は築造後40年以上が経過して老朽化が進んでいるため、更新改良を行うなかで、浄水場及び配水池等の耐震化を進めます。

- ・ 西谷2・3号配水池耐震補強工事

(ウ) 配水池の整備 7,420万円

浄水処理した水を貯留し、需要の変動に柔軟に対応する配水池は地震災害時の応急給水拠点でもあることから、今後も整備を進めます。

- ・ 汐見台配水池築造工事

(エ) 配水ポンプ場への非常用発電設備の設置 2億1,200万円

大規模停電などの緊急時に備え、配水ポンプ場に非常用発電設備を設置します。既に整備されている浄水場に加えて、他の系統からのバックアップに長時間要する配水ポンプ場や、ポンプが停止した場合に減断水の影響が大きい配水ポンプ場などに整備していきます。20年度は保木、鶴ヶ峰の2配水ポンプ場に設置します。

イ 浄水施設の再構築 23億4,680万円

(ア) 浄水施設の再構築 7億2,500万円

浄水場の水処理の安定性を継続させるため、浄水施設の改良等を行います。

- ・ 小雀沈殿池原水分配管改良工事
- ・ 小雀沈殿池次亜塩素注入設備改良工事(中・後塩素)

(イ) 電機・計装設備等の計画的更新 16億2,180万円

安定給水のために必須となるポンプ設備や計装設備などの設備を、計画的に更新します。

- ・ 西谷浄水場計装設備改良工事
- ・ 平楽ポンプ場設備改良工事
- ・ 菅田ポンプ場設備改良工事
- ・ 川井配水ポンプ場設備改良工事

ウ 送・配水管の計画的更新 210億9,296万円

(ア) 送水機能の強化 30億456万円

各浄水場と配水池を結ぶ送水管の整備を進め、水源事故や停電などによる浄水場の停止などの緊急時におけるバックアップ体制を強化し、一層の安定給水を図ります。

- ・ 共同溝工事（新杉田共同溝）
- ・ 鶴ヶ峰幹線口径1,000mm送水管新設工事
- ・ 都岡幹線（川井から都岡）口径38インチ送水管更新工事

(イ) 配水幹線等の整備 34億7,163万円

水圧の均等化、漏水破裂事故時に断水区域や断水時間を少なくするためのバックアップ管の整備など配水幹線等の整備を行い、安定給水の確保を行います。

- ・ 川上高区線口径500mm配水管新設工事
- ・ 奈良高区からたちばな台高区線口径400mm配水管新設工事
- ・ 野庭線から磯子高区線口径700mm配水管新設工事
- ・ 鶴ヶ峰高区線口径600mm配水管新設工事
- ・ 影取線口径700mm配水管新設工事

(ウ) 大口径管腐食性土壌対策事業 7億1,145万円

腐食性土壌は、約100万年前に海だった地域に分布しているもので、硫化物を含み酸性を強く示す非常に腐食性の強い粘土質の土壌です。

腐食性土壌に埋設された配水管は、耐用年数が経過する前であっても腐食により漏水が発生する恐れがあります。特に口径400mm以上の大口径管が漏水した場合は大規模な断水となり、市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、優先的に更新します。腐食危険度の高い地域に埋設されている幹線の配水管34kmを18年度から10か年で更新しますが、20年度は3kmを予定しています。

(工) 老朽管更新促進事業【拡充事業】

139億532万円

老朽化した铸铁管などで、赤水や漏水・破裂の恐れのある老朽管821kmを12年度から22年度までに更新します。18年度までに506km（62%）を取替えており、20年度は21億円増額し、口径400mm以上の大口径管の取替えを促進するなど85kmを予定しています。

計画的な老朽管の取替えで漏水・破裂件数は減少傾向にあり、さらなる減少を目指します。

エ 災害医療拠点病院などへの管路の耐震化

1億8,498万円

災害医療拠点病院等への災害時の給水は、従来、給水車で行うこととなっています。しかし、災害医療拠点病院等では多量の水を必要としており、給水車による運搬給水では十分ではありません。今後は、これらの医療機関に給水している配水管を耐震化し、災害時に配水管からの給水を継続することにより、医療活動に支障がないようにします。

18年度から10か年で64か所を整備する計画で、そのうち20年度は救急告示医療機関7か所の配水管を整備します。

(4) お客さま満足度の高い水道サービスを提供するために

ア お客さま満足経営の推進 100万円

(ア) 水道工事情報の配信【新規事業】 100万円

水道局ウェブサイトについて市内在住のお客さまへアンケートを行ったところ、水道工事情報を掲載してほしいとの回答が多く寄せられました。そこで、20年度中に水道局ウェブサイトへ日々の水道工事情報を掲載し、お客さまとの水道工事に関する情報の共有化を図ります。

(イ) 水質診断サービスの充実【拡充事業】

お客さまから依頼された水質検査の診断結果について、すみやかに回答するとともに、必要な場合には専門的な水質の知識を持った職員が直接お客さま宅へ伺って詳しい説明を行い、水道水質に対する疑問や不安にお答えします。

イ 地域サービスセンターでのサービス展開【拡充事業】 2,031万円

地域サービスセンターでは、これまで行ってきた小学校での出前水道教室や自治会・町内会等との防災訓練について、回数・内容等を充実させていきます。

また、区民祭りなど地域イベントへの参加のほか、横浜開港150周年記念植樹を区役所との合同で実施するなど、地域の特性に合わせた事業を展開します。

ウ 市民・企業との協働事業の推進 4,067万円

(ア) 道志水源林ボランティア事業の拡充【拡充事業】 1,405万円

人手不足などにより手入れの行き届かない水源地道志村の民有林を、市民ボランティアの自主的な組織「道志水源林ボランティアの会」と協働して整備し、水源かん養機能の高い森林に再生します。また、この活動を通じて水源保全の大切さを市民にPRし、市民の理解と協力をより一層広げていきます。

さらに、NPOや地域などのボランティア団体による整備も進めるため、引き続き活動資金の一部を助成するほか、19年度から実施しているジュニアボランティア（高校生）による活動を拡充し、水道事業や環境保全活動の重要性に対す

る理解と認識を深めてもらうとともに、各種ボランティア活動への動機付けを図ります。

(イ) 「水のふるさと道志の森基金」

1,762万円

市民の自主的な水源保全活動である道志水源林ボランティア活動を継続的に支援するとともに、ボランティア活動に参加できない市民にも資金協力という形で水源保全活動に参加していただくため、18年度に「水のふるさと道志の森基金」を設立しました。

基金は、市民や企業などからの寄附や、ペットボトル「はまっ子どうし」の売上の一部などにより20年度までの3か年で積み立て、その後「道志水源林ボランティアの会」などのボランティア団体に助成していきます。

(ウ) 市民との協働による応急給水対策の強化

900万円

災害用地下給水タンク及び緊急給水栓の整備完了に伴い、地域住民参加による応急給水訓練を引き続き実施します。特に防災訓練では、市民が主体的に活動できるよう実施内容を改善していきます。また20年度から2か年計画で、各地域サービスセンターに車載用給水タンクを配備し、災害時や断水時の運搬給水に対応します。

(5) 創造と挑戦の活力ある企業精神を発揮するために

ア 継続的な経営改革と簡素で効率的な執行体制の構築 13億2,454万円

(ア) 経営効率化の推進 8億9,537万円

検針業務の民間委託地域を拡大するとともに、これまで直営で行ってきた料金未納整理業務についても民間に委託します。20年度は旭区・瀬谷区・磯子区・金沢区の4区で実施します。

(イ) IT新時代に即した情報化の推進 4億2,917万円

これまで整備してきた業務システムやネットワーク等を最大限に活用し、お客さまサービスの向上や業務の効率化などを進めていきます。

庶務事務の効率化・ITを活用した集中化を図り、事務コストの削減を行うため、20年度は、21年度からの庶務事務システム導入に向けて、行政運営調整局とシステム改修のための調整を行います。また、18年度から導入している物品・委託契約等の電子入札を拡大し、入札参加者の利便性向上と事務の効率化を図ります。

イ 人材の育成と技術の継承【拡充事業】 7,234万円

少数精鋭の組織機構による効率的な事業運営の推進とお客さま満足度の向上を目指し、経営改革意識を浸透させるとともに、お客さまサービスを向上させるための意識の醸成・スキルの向上にむけた取り組みを引き続き進めます。このために研修等を通じ、より一層の意識改革・風土改革そして能力開発に取り組んでいきます。

技術継承の推進や企業内転職者の育成は、短期かつ集中的に進めていく必要があるため、各種研修を強化するほか、企業内転職者育成プログラムを充実させて進めていきます。また、西谷浄水場内にある管路研修施設の再整備を行い、内容を充実させることによって技術・技能継承のフィールドとしてさらなる活用をいたします。

ウ 健全な財務体質の実現

(ア) 企業債残高の縮減

企業債発行額を企業債償還額の範囲内に抑えることにより、プライマリーバランスの黒字を維持します。企業債残高を19年度より27億円縮減し、年度末の残高を1,982億円とします。

(イ) 収入源の開発・拡充【新規・拡充事業】 7億1,117万円（収入）

横断的な事業開発を担当する政策専任部長を設置し、水道局が保有する商品、資産、知的財産等を最大限に活用することにより、さらなる収入源の確保を目指します。

(主な内容)

- ・ 未利用地の売却等の推進 1億1,040万円
20年度は、未利用地の売却で1億1,040万円の収入を見込んでいます。また、外部の専門委員を入れた検討組織を設置し、資産活用の推進を図ります。
- ・ 他事業体からの水質等分析業務の受託 234万円
他の水道事業体から水質等の分析業務を有料で受託します。これにより、収入を確保するとともに、水質測定技術の継承や向上を図ります。20年度は分析範囲の拡充等により、さらなる増収を目指します。
- ・ 「はまっ子どうし」の販売拡大 1億7,389万円
開港150周年を迎えるにあたり、水のおいしい都市・横浜のオフィシャルウォーターとして、利用の促進、新たな販路の拡大、地域や企業・コンベンションなどにおける幅広い利用と浸透を目指します。
20年度は230万本（前年度比約50%増）の販売を目標とします。

(6) 環境にやさしい水道システムを構築するために

ア 自然流下系の優先とポンプ系施設の縮小

電気エネルギー消費量を削減するため、自然流下系の水を最大限利用するための水道システムの構築を目指します。

- ・ 影取線口径700mm配水管新設工事（再掲）

イ 太陽光発電など新エネルギーの活用

5億1,408万円

(ア) 太陽光発電設備の整備

3億9,408万円

環境にやさしい浄水場づくりの一環として、既存の施設に太陽光パネルを据付け、発電した電力を浄水場の運転管理に使用します。

- ・ 小雀2系沈殿池太陽光発電設備設置工事（3・4号池）
- ・ 小雀1系ろ過池太陽光発電設備設置工事（10池）

(イ) 川井浄水場等小水力発電【拡充事業】

1億1,400万円

導水路等の高低差による位置エネルギーを活用して、自然流下系の川井浄水場及び青山沈殿池で小水力発電事業を実施し、「環境にやさしい浄水場」の整備を進めます。

20年度は、川井浄水場での整備を行うとともに、青山沈殿池での設計を委託します。

(ウ) 新エネルギー採用の可能性調査

600万円

太陽光発電や小水力発電のほか、水道事業で可能な新エネルギー事業について、大学等研究機関と共同調査・研究を行います。この調査を行うことにより、水道事業としての新たな地球温暖化防止策を探ります。

4 平成20年度水道事業会計予算概要表

(税込)
(単位：千円、%)

区 分	平成20年度当初予算		平成19年度当初予算		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
収入	水道料金	75,323,660	83.8	75,736,916	83.8	△413,256	△0.5
	水道利用加入金	4,128,934	4.6	4,346,656	4.8	△217,722	△5.0
	他会計繰入金	6,004,008	6.7	6,152,736	6.9	△148,728	△2.4
	浄水受託収益	1,482,219	1.6	1,486,280	1.6	△4,061	-
	その他	2,972,505	3.3	2,611,897	2.9	360,608	13.8
計	89,911,326	100.0	90,334,485	100.0	△423,159	△0.5	
益的支出	人件費	18,888,319	22.5	20,132,974	23.5	△1,244,655	△6.2
	人件費(退職手当除く)	16,245,934	19.4	17,450,200	20.4	△1,204,266	△6.9
	退職手当注(1)	2,642,385	3.1	2,682,774	3.1	△40,389	△1.5
	物件費等	21,958,117	26.0	20,879,326	24.5	1,078,791	5.2
	動力費	1,877,985	2.2	1,819,162	2.1	58,823	3.2
	薬品費	655,252	0.8	641,840	0.8	13,412	2.1
	修繕費等注(2)	7,777,732	9.2	7,594,985	8.9	182,747	2.4
	委託料	4,957,745	5.9	4,343,827	5.1	613,918	14.1
	その他	6,689,403	7.9	6,479,512	7.6	209,891	3.2
	企業団受水費	18,154,648	21.6	18,670,408	21.8	△515,760	△2.8
	企業団補助金	348,000	0.4	388,000	0.5	△40,000	△10.3
	減価償却費等	19,470,857	23.1	19,299,178	22.5	171,679	0.9
	支払利息等	5,270,339	6.3	6,070,594	7.1	△800,255	△13.2
特別損失	35,000	0.0	35,000	0.0	-	-	
予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	-	-	
計	84,175,280	100.0	85,525,480	100.0	△1,350,200	△1.6	
収益的収支差引	5,736,046	-	4,809,005	-	927,041	-	
消費税等調整額	1,186,627	-	1,045,199	-	141,428	-	
純損益	4,549,419	-	3,763,806	-	785,613	-	
資本的収入	企業債	12,954,000	84.2	16,166,700	77.9	△3,212,700	△19.9
	一般会計出資金	1,146,000	7.4	1,250,000	6.0	△104,000	△8.3
	工事負担金等	880,222	5.7	1,210,217	5.8	△329,995	△27.3
	国庫補助金	321,513	2.1	258,640	1.2	62,873	24.3
	その他	94,294	0.6	1,901,472	9.1	△1,807,178	△95.0
計	15,396,029	100.0	20,787,029	100.0	△5,391,000	△25.9	
資本的支出	建設改良費	28,026,143	66.4	26,997,438	56.8	1,028,705	3.8
	基幹施設整備事業費	10,000,000	23.7	10,500,000	22.1	△500,000	△4.8
	配水管整備事業費	16,500,000	39.1	14,400,000	30.3	2,100,000	14.6
	その他建設改良費	1,526,143	3.6	2,097,438	4.4	△571,295	△27.2
	企業債償還金	13,329,656	31.5	19,587,577	41.3	△6,257,921	△31.9
	国庫補助金返還金	41,614	0.1	31,097	0.1	10,517	33.8
	投資	821,006	1.9	835,500	1.8	△14,494	△1.7
予備費	30,000	0.1	-	-	30,000	0.0	
計	42,248,419	100.0	47,451,612	100.0	△5,203,193	△11.0	
資本的収支差引	△26,852,390	-	△26,664,583	-	△187,807	-	
て資金財源支等補	当年度分損益勘定留保資金	19,470,857	-	19,299,178	-	171,679	-
	当年度分利益剰余金	4,549,419	-	3,763,806	-	785,613	-
	資本的収支調整額	1,186,627	-	1,045,199	-	141,428	-
	計	25,206,903	-	24,108,183	-	1,098,720	-
総差引	△1,645,487	-	△2,556,400	-	910,913	-	
前年度末資金収支額	6,962,936	-	7,674,057	-	△711,121	-	
累積資金収支額	5,317,449	-	5,117,657	-	199,792	-	

注(3) (6,962,936)

- 注(1) 平成20年度退職手当は、退職給与引当金606,000千円を取り崩した後の金額 (平成19年度退職給与引当金取り崩し額1,161,000千円)
 注(2) 平成19年度修繕費は、修繕引当金453,000千円を取り崩した後の金額
 注(3) ()は平成19年度決算見込みを反映した後の累積資金収支額

Ⅱ 工業用水道事業会計

(1) 業務の予定量

区 分	平成20年度予定	平成19年度当初予算	増 △ 減	増減率(%)
給水対象工場数	62 工場	60 工場	2 工場	3.3
1日当たり契約水量	269,200 m ³	269,200 m ³	0 m ³	—
職 員 計 画	43 人	50 人	△ 7 人	△ 14.0

(2) 当初予算比較

(単位:百万円)

区 分	平成20年度予算(案)	平成19年度当初予算	増 △ 減	増減率(%)
収 益 的 収 入	2,824	2,828	△ 4	△ 0.1
うち工業用水道料金	2,780	2,796	△ 16	△ 0.6
収 益 的 支 出	2,650	2,651	△ 1	△ 0.0
うち人件費	386	455	△ 69	△ 15.2
うち物件費等	1,412	1,313	99	7.5
差 引	174	177	△ 3	—
当年度純損益	138	133	5	—
資 本 的 収 入	288	237	51	21.5
うち企業債	132	118	14	11.9
資 本 的 支 出	1,375	1,431	△ 56	△ 3.9
差 引	△ 1,087	△ 1,194	107	—
当年度資金収支	△ 248	△ 355	107	—
累積資金収支	998	976	22	—
企 業 債 残 高	5,194	5,673	△ 479	—

Ⅱ 工業用水道事業会計

1 予算概況

20年度の工業用水道の契約水量は、供給工場の増加がある一方で減量する工場も見込まれることから、19年度と同量としました。

料金収入は、うるう年の影響等で19年度に比べ1,600万円の減となりますが、職員定数を7名削減するなど経費の節減により、純利益は1億3,800万円を見込みました。

資本的収支の不足額を補てんした後の20年度末の累積資金残額は、

9億9,800万円と見込みました。

2 主要事業

工業用水道施設の建設改良

10億3,240万円

老朽化や耐震対策として、配水管の更新や補強工事を施工するとともに、小雀沈殿池の耐震補強等を行います。

- ・ 宝町口径1,100mm配水管布設替工事
- ・ 飯島町口径1,200mm配水管布設替工事
- ・ 秋葉町口径200mm配水管布設替工事
- ・ 飯島町口径1,200mm配水管補強工事
- ・ 小雀沈殿池等耐震補強工事

3 平成20年度工業用水道事業会計予算概要表

(税込)
(単位：千円, %)

区 分		平成20年度当初予算		平成19年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
収 入	工業用水道料金	2,780,139	98.4	2,796,211	98.9	△ 16,072	△ 0.6	
	その他	44,090	1.6	32,243	1.1	11,847	36.7	
	計	2,824,229	100.0	2,828,454	100.0	△ 4,225	△ 0.1	
	支 出	人件費	386,140	14.6	455,393	17.2	△ 69,253	△ 15.2
		物件費等	1,411,730	53.2	1,312,847	49.5	98,883	7.5
		負担金	1,039,031	39.2	967,660	36.5	71,371	7.4
		動力費	6,201	0.2	6,677	0.2	△ 476	△ 7.1
		薬品費	21,979	0.8	22,999	0.9	△ 1,020	△ 4.4
		修繕費等	108,046	4.1	139,141	5.2	△ 31,095	△ 22.3
		その他	236,473	8.9	176,370	6.7	60,103	34.1
		減価償却費等	665,663	25.1	661,211	24.9	4,452	0.7
		支払利息等	169,908	6.4	204,364	7.7	△ 34,456	△ 16.9
		特別損失	10,000	0.4	10,000	0.4	—	—
予備費	7,000	0.3	7,000	0.3	—	—		
計	2,650,441	100.0	2,650,815	100.0	△ 374	△ 0.0		
支 出	収益的収支差引	173,788	—	177,639	—	△ 3,851	—	
	消費税等調整額	36,087	—	44,386	—	△ 8,299	—	
	純損益	137,701	—	133,253	—	4,448	—	
資 本 的 収 入	企業債	132,000	45.8	118,000	49.8	14,000	11.9	
	国庫補助金	129,000	44.8	108,900	46.0	20,100	18.5	
	工事負担金	27,000	9.4	10,000	4.2	17,000	170.0	
	計	288,000	100.0	236,900	100.0	51,100	21.6	
	支 出	建設改良費	1,032,406	75.1	977,090	68.3	55,316	5.7
		工業用水道施設整備事業費	858,900	62.5	776,571	54.3	82,329	10.6
		その他建設改良費	173,506	12.6	200,519	14.0	△ 27,013	△ 13.5
		企業債償還金	329,088	23.9	446,793	31.2	△ 117,705	△ 26.3
		国庫補助金返還金	8,662	0.6	7,086	0.5	1,576	22.2
		投資	1,045	0.1	—	—	1,045	0.0
予備費	4,000	0.3	—	—	4,000	0.0		
計	1,375,201	100.0	1,430,969	100.0	△ 55,768	△ 3.9		
資本的収支差引	△ 1,087,201	—	△ 1,194,069	—	106,868	—		
補 等 て ん 財 源 支	当年度分損益勘定留保資金	665,663	—	661,211	—	4,452	—	
	当年度分利益剰余金	137,701	—	133,253	—	4,448	—	
	資本的収支調整額	36,087	—	44,386	—	△ 8,299	—	
	計	839,451	—	838,850	—	601	—	
	総差引	△ 247,750	—	△ 355,219	—	107,469	—	
	前年度末資金収支額	1,245,757	—	1,331,378	—	△ 85,621	—	
累積資金収支額	998,007	—	976,159	—	21,848	—		

(注) (1,245,757)

(注) () は平成19年度決算見込みの累積資金収支額

Ⅲ 平成20年度水道局予算 財源確保の状況

(単位:千円)

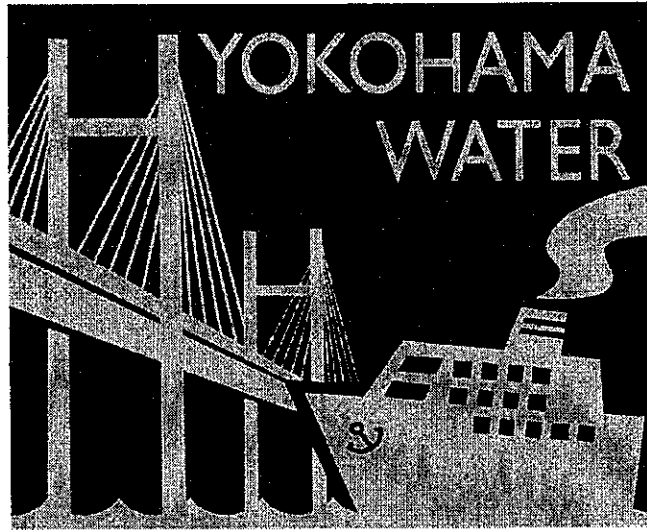
区 分	20年度 【当初】	19年度 【当初】	増▲減
未利用地の売却	110,400	109,200	1,200
賃貸料	146,324	101,643	44,681
継続分	146,194	101,643	44,551
(新規)時間貸駐車場(地域SC2箇所)	130	0	130
広告料収入	7,355	6,015	1,340
継続分	5,560	6,015	▲ 455
(新規)水道用地及び施設への広告(4箇所)	1,700	0	1,700
(新規)直結給水切替パンフへの広告	75	0	75
(新規)水源林ボランティア募集リーフレット	20	0	20
はまっ子どもし販売収入	173,885	112,560	61,325
水質分析業務の受託	2,336	1,113	1,223
漏水調査業務の受託	1,000	0	1,000
小水力発電(港北配水池)による収入	1,400	1,400	0
共同研究等による経費節減	8,000	10,200	▲ 2,200
NEDO※からの補助金等	108,470	122,500	▲ 14,030
受取利息	152,000	56,000	96,000
計	711,170	520,631	190,539

※ NEDO:独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

(参考) 国庫補助金

(単位:千円)

区 分	20年度 【当初】	19年度 【当初】	増▲減
国庫補助金	321,513	258,640	62,873
配水池補強・築造	38,093	92,060	▲ 53,967
送水管(緊急時用連絡管)	283,420	166,580	116,840



はま子どし

Hamakko Doshi

道志の森の清流水

2009  横濱開港150周年

環境行動都市へ向け
ハマッ子が行動します！ **ヨコハマはG30**

機 構 及 び 事 務 分 掌

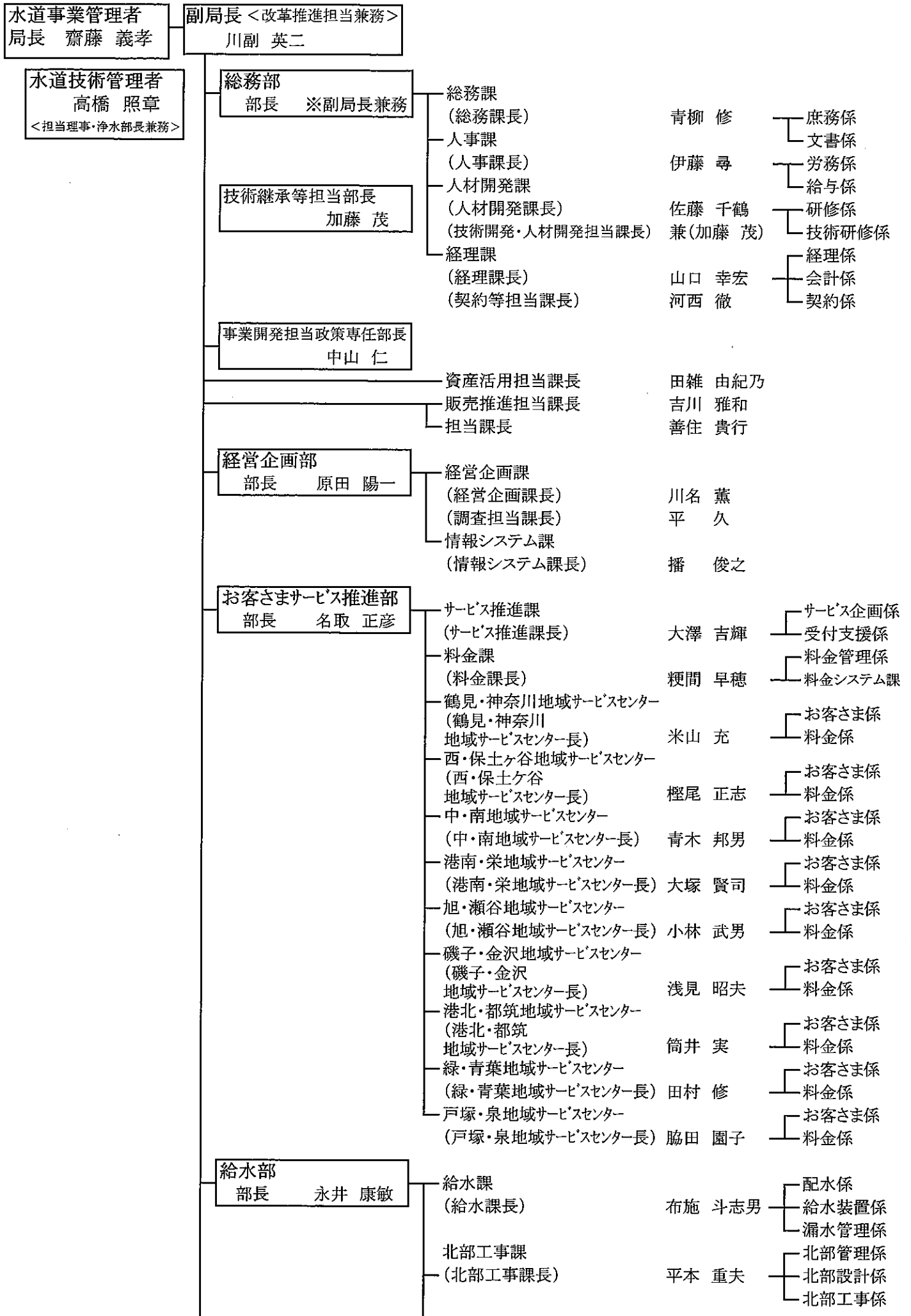
平成 20 年 6 月

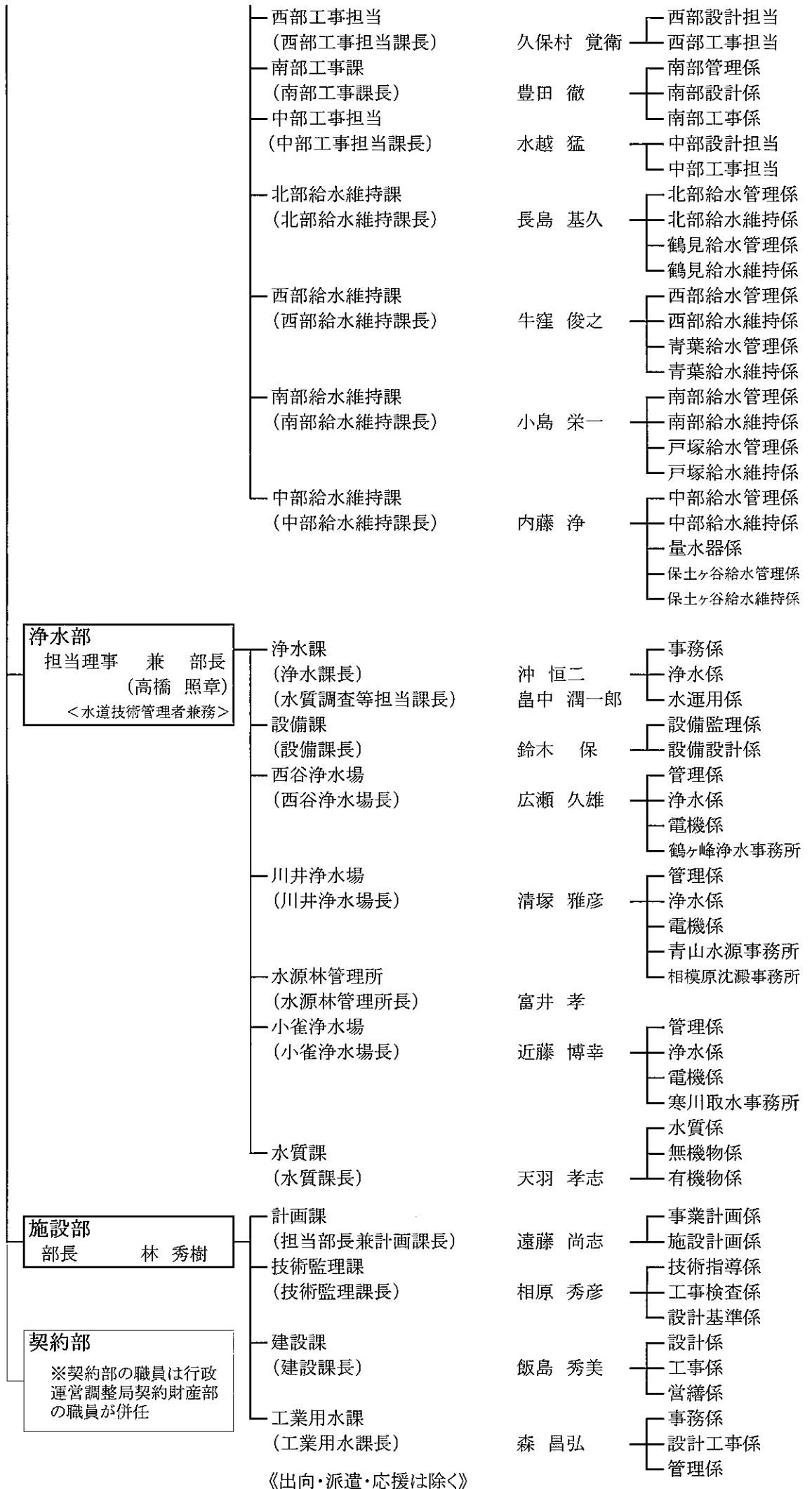
水 道 局

目 次

組 織 図	_____	1 ~ 2
事 務 分 掌	_____	3 ~ 15

水道局組織図(平成20年6月2日現在)





《出向・派遣・応援は除く》

水道局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 職制に関する事。
- (4) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (5) 市会議案の審査に関する事。
- (6) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (7) 業務状況の公表及び事業報告書に関する事。
- (8) 広報広聴に関する事。
- (9) 庁中の取締りに関する事。
- (10) 危機管理対策に係る計画及び実施の総合調整に関する事。
- (11) 自動車の総括的管理及び課に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (12) 水道記念館に関する事。
- (13) 他の部、課（課に準ずる事業所を含む。）の主管に属しない事。

人事課

- (1) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (2) 職員の給与及び服務に関する事。
- (3) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (4) 職員の職階制に関する事。
- (5) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (6) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (7) 職員の福利厚生に関する事。
- (8) 職員の安全衛生に関する事。
- (9) 職員共済組合及び健康保険組合に係る連絡調整に関する事。
- (10) 水道局職員厚生会に関する事。
- (11) その他労務に関する事。

人材開発課

- (1) 職員の研修に関する事。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関する事。
- (3) 国内外の水道事業者等との交流に関する事。
- (4) 研修施設の維持管理に関する事。
- (5) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関する事。
- (6) その他研修に関する事。

経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関する事。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (6) 財務会計の電子計算機処理に関する事。
- (7) 収支証書類の整理及び保管に関する事。
- (8) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (9) 資金計画及び資金運用に関する事。
- (10) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (11) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (12) その他経理に関する事。
- (13) 工事、製造等請負契約に関する事（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (14) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (16) その他契約に関する事（契約部の主管に属するものを除く。）。

資産活用担当

- (1) 局資産（知的財産等を含む。）の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の借入れの更新に関すること。
- (6) 不動産の取得及び借入れに伴う補償に関すること。
- (7) 地上権の設定に関すること。
- (8) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (9) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (10) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (11) 資産の棚卸しに関すること。
- (12) 財産の損害保険に関すること。

販売推進担当

- (1) 水道事業における販売推進に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 水のペットボトル詰等に係る製造及び販売に関する総括に関すること。
- (3) 水のペットボトル詰等に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。

経営企画部

経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務改善に関すること。
- (6) 事務事業の監察に関すること。
- (7) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。

情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関すること。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (3) コンピュータ及びネットワークに係る企画及び調整に関すること。
- (4) コンピュータ及びネットワークの維持管理に関すること。
- (5) 情報セキュリティに関すること。

お客さまサービス推進部

サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域サービスセンターにおける販売推進活動(水のペットボトル詰等に係るものを含む。)の調整に関すること。
- (3) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施の総括に関すること。
- (4) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (5) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (6) お客さま満足度に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (7) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び調整に関すること。
- (8) その他部内の他の課(地域サービスセンターを含む。)の主管に属しないこと。

料金課

- (1) 料金事務の総括に関すること。
- (2) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (3) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (4) 水道料金等に係る電子計算機による業務処理に関すること。
- (5) 水道料金等に係る電子計算業務等の管理に関すること。

給水部

給水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水施設の管理に係る総合調整に関すること。
- (3) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具(以下「水槽以下設備」という。水道メーターの検針に係る装置を除く。)の情報収集に関すること。
- (4) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (5) 配水管等の漏水に関すること。
- (6) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (7) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (8) 水道法(昭和32年法律第177号)第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) その他部内の他の課の主管に属しないこと。

北部工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、港北区及び都筑区（以下「北部地域」という。）並びに旭区、緑区、青葉区、泉区及び瀬谷区（以下「西部地域」という。）における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること（北部給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (4) その他北部地域における配水管等の工事に関すること（北部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

西部工事担当

- (1) 西部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 西部地域における工事負担金の徴収に関すること（西部給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他西部地域における配水管等の工事に関すること（西部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

南部工事課

- (1) 港南区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）並びに西区、中区、南区及び保土ヶ谷区（以下「中部地域」という。）における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること（南部給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (4) その他南部地域における配水管等の工事に関すること（南部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

中部工事担当

- (1) 中部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 中部地域における工事負担金の徴収に関すること（中部給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他中部地域における配水管等の工事に関すること（中部給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

北部給水維持課

- (1) 北部地域における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 北部地域における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 北部地域における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 北部地域における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 北部地域における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 北部地域における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 北部地域における給水装置及び給水装置工事に係る横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「水道条例」という。）の違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 北部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 北部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 北部地域における工事等に伴う水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 北部地域における運搬給水等に関すること。
- (13) その他北部地域における給水装置工事に関すること。

西部給水維持課

- (1) 西部地域における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 西部地域における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 西部地域における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部工事担当の主管に属するものを除く。）。
- (4) 西部地域における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 西部地域における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 西部地域における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 西部地域における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（西部工事担当の主管に属するものを除く。）。
- (8) 西部地域における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 西部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 西部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 西部地域における工事等に伴う水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 西部地域における運搬給水等に関すること。
- (13) その他西部地域における給水装置工事に関すること。

南部給水維持課

- (1) 南部地域における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 南部地域における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 南部地域における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 南部地域における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 南部地域における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 南部地域における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 南部地域における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 南部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 南部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 南部地域における工事等に伴う水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 南部地域における運搬給水等に関すること。
- (13) その他南部地域における給水装置工事に関すること。

中部給水維持課

- (1) 中部地域における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 中部地域における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 中部地域における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部工事担当の主管に属するものを除く。）。
- (4) 中部地域における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 中部地域における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 中部地域における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 中部地域における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（中部工事担当の主管に属するものを除く。）。
- (8) 中部地域における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 中部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 中部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 中部地域における運搬給水等に関すること。
- (12) その他中部地域における給水装置工事に関すること。
- (13) 水道メーターに関すること（他の課（地域サービスセンターを含む。）の主管に属するものを除く。）。

浄水部

浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること（浄水場の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること（他の課（課に準ずる事業所を含む。）の主管に属するものを除く。）。
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事（電機計装設備に係るものを除く。）の計画、設計、調査及び研究に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援の企画及び調整に関すること。
- (7) 道志水源基金等に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) その他部内の他の課、場の主管に属しないこと。

設備課

- (1) 電機計装設備工事（庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。）に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備（庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。）の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

西谷浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町8番地先）より下流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町378番地先）より下流（以下「青山系統等の下流」という。）の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 青山系統等の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 青山系統等の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 青山系統等の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。

川井浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町8番地先）より上流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町378番地先）より上流（以下「青山系統等の上流」という。）の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 青山系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。

小雀浄水場

- (1) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 寒川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。

水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験（浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。）、調査及び研究に関する事。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関する事。

施設部

計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 国内外の新技术に関する調査及び研究に関すること。
- (8) 職務発明に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) その他部内の他の課の主管に属しないこと。

技術監理課

- (1) 工事の安全管理に関すること。
- (2) 請負工事の検査に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること（総務部人材開発課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 設計積算システムに関すること。
- (6) 土木工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

建設課

- (1) 基幹施設整備事業（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）の工事の設計及び施行に関すること。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関すること。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関すること。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関すること。

工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

契約部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関する事。
- (2) 工事、製造等請負業者の信用、業態調査及び選定等に関する事。
- (3) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会に関する事。
- (4) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関する事。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約に係る業者の相談に関する事。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関する事。
- (7) 低入札価格調査委員会に関する事。
- (8) 工事、製造等請負に係る業界団体に関する事。
- (9) 調達契約に係る公告等に関する事。
- (10) 部内他の課の主管に属しない事。

契約第二課

- (1) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等に係る契約に関する事。
- (2) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等に係る業者の信用、業態調査及び選定に関する事。
- (3) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関する事。
- (4) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等の契約に係る検査に関する事。
- (5) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関する事。
- (6) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入、賃借及び売払い等に係る業界団体に関する事。

水道局政策専任部長の分担事務

横浜市水道局事務分掌規程（昭和27年10月水道局規程第2号）第6条第3項の規定に基づき、水道局に置かれた政策専任部長の分担事務は、水道局の事務分掌のうち次の各号に係る重要政策課題とすることを平成20年4月1日に定めた。

1 事業開発担当政策専任部長

- (1) 資産（知的財産等を含む。）の有効活用に関する施策
- (2) 水道事業における販売推進に関する施策
- (3) 新規収益事業及び事業手法に関する総合調整
- (4) その他水道事業における事業開発に関する総合調整

平成20年度 水道局運営方針

水道局お客さまサービスセンター

24時間いつでも受け付け TEL 045-847-6262 FAX 045-848-4281



水道料金等のお問い合わせ



お引っ越し








ペットボトル・水缶配達

目 次

	ページ
横浜の水源	1
水道をご利用の皆さまへ	2
事業執行の基本目標	2～4
組織運営の考え方	5
150周年記念事業	6
重点推進施策及び重点事業・取組	7～30
運営方針各課の取組姿勢	31～35
重点推進施策及び重点事業の取組体系	36

横浜の水源地

- 各系統の取水せきと主な導水管路
-  道志川系統
 -  相模湖系統
 -  馬入川系統
 -  企業団酒匂川系統
 -  企業団相模川系統



- 各水源の主な給水区域
-  相模湖系統の水
 -  馬入川系統と企業団相模川系統の水
 -  企業団酒匂川系統の水
 -  道志川系統と企業団酒匂川系統の水
 -  道志川系統と相模湖系統の水
 -  馬入川系統と企業団酒匂川系統の水
 -  企業団相模川系統の水
 -  横浜市水道局の浄水場
 -  企業団の浄水場
 -  配水池

横浜水道の基礎データ(平成 19 年度)

給水人口	3,634,969人(平成 20 年 3 月 31 日現在)
給水戸数	1,721,657戸(平成 20 年 3 月 31 日現在)
年間給水量	437,733,400m ³
1日平均給水量	1,195,993m ³
管路総延長	9,142km(導水管含む)

*管路総延長については平成 18 年度データ

横浜工業用水道の基礎データ(平成 19 年度)

1日当たり給水能力	362,000m ³
1日当たりの契約水量(年度末)	269,700m ³
給水対象工場数(年度末)	61工場

※ 企業団とは
 神奈川県内広域水道企業団は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の 4 者で設立した水道水の卸売り(用水供給事業)を行う団体です。企業団は、独自の浄水場で水道水をつくり、横浜市など 4 者に供給しています。



水道をご利用の皆さまへ

いつも、水道をご利用いただきありがとうございます。

横浜市は来年開港150周年を迎えます。都市に不可欠なインフラとして、開港約30年後に、日本で最初の近代水道として一步を刻んだ横浜水道は、これからの50年、100年後の将来を見据え、「快適な市民生活を支える安心の水道」を基本理念に、皆さまの毎日の生活に不可欠な「水」をお届けする企業という立場を自覚し、財政基盤や技術力の強化を図ることにより、持続可能な事業運営を行ってまいります。

常に企業感覚を持ち、品質や安全性を最優先とした水道水を安定して供給していくとともに、より一層満足していただける水道サービスを、職員一丸となって提供していきます。

横浜市水道事業管理者
水道局長 齋藤 義孝



事業執行の基本目標

「快適な市民生活を支える安心の水道」～次世代に引き継ぐヨコハマのおいしい水～を基本理念として、お客さまにさらに満足していただける水道サービスを職員が一丸となってお届けし、持続可能な水道事業として、より強固な経営基盤を築いていきます。

1 トップレベルの安全でおいしい水をつくります

お客さまに安全でおいしい水を安定してお届けするため、引き続き水源の維持保全に努め、最先端の浄水技術を導入して、トップレベルのおいしい水を提供します。

◆膜ろ過、高度浄水など最新の浄水技術の導入

更新時期を迎える川井浄水場について、最先端の浄水技術である膜ろ過方式の導入を図ります。また、大学や他の水道事業体と連携して、かび臭など異臭味対策の調査研究を進めます。

◆横浜独自の水質目標に基づく水質管理

国際規格であるISO9001の品質管理体制及びISO/IEC17025の水質検査体制を継続し、国の水質基準よりもさらに厳しい横浜独自の水質目標の達成を目指します。

2 蛇口にいつでも新鮮な水をお届けします

安全でおいしい水をお届けするために、マンション等の受水槽や給水装置（道路内の配水管から蛇口までの引き込み管）の管理をお客さまとともに行ってまいります。

◆子供たちが水道水を飲む文化を育む事業

学校の屋内水飲み給水栓の直結化を教育委員会と安全管理局と共同で進め、未来を担う子供たちが蛇口から冷たくおいしい水を飲める環境をつくります。

◆受水槽や給水装置の管理に水道局が従来よりも積極的に関わります

- ・受水槽を設置しない直結給水システムの普及拡大に努めます。
- ・受水槽の巡回点検を行い、受水槽や給水装置の適正な管理の支援を行います。
- ・各家庭への引込み管の一部に使用されている鉛製給水管を計画的に取り替えるとともに、施工が簡易なパイプイン・エコ工法を導入し積極的に進めていきます。

3 災害に強い信頼のライフラインを築きます

市民生活のライフラインとして、災害時にも最低限の給水を確保するため、地震災害に強い水道づくりを進めます。また、漏水破裂や水質劣化の原因となる老朽管の取替えなどを計画的に行います。

◆老朽管更新促進事業

老朽化した铸铁管などで、赤水や漏水・破裂の恐れのある老朽管821キロメートルを12年度から22年度までに更新します。19年度までに72パーセント、591キロメートルを取替えが完了していますが、計画的な老朽管の取替えで漏水・破裂件数は減少傾向にあり、さらなる解消を図ります。

◆水道施設の耐震化の促進

災害に強く信頼のライフラインを築くために、取水・導水施設や浄水場・配水池の耐震化や、配水池の整備、配水ポンプ場への非常用発電設備の設置などを進めます。

併せて、多量の水を必要とする災害医療拠点病院等は、災害時の給水を給水車でおこなうこととなっていますが、これらの医療機関に給水している配水管を耐震化し、災害時も水道管からの給水を続けられるようにします。

4 お客さま満足度の高い水道サービスを提供します

お客さまの視点に立って、業務改善運動などに取り組むとともに、情報提供の充実、市民との協働を通じて、お客さまに満足していただけるサービスの提供に努めます。

◆サービス展開の拡充

- ・日々の水道工事情報を水道局ウェブサイト上で掲載します。
- ・小学校での出前水道教室や自治会・町内会等との防災訓練の回数や内容を充実します。
- ・市民参加による災害用地下給水タンクや緊急給水栓を使った訓練を実施します。
- ・区民祭りなどの地域イベントへの積極的な参加や150万本植樹行動などを、区役所とジョイントで実施するなど、地域の特性にあわせた事業を展開します。
- ・お客さまから依頼された水質検査の診断結果を迅速に回答し、専門知識のある職員がお客さま宅へ伺って詳しい説明をします。

◆道志水源林ボランティア事業

水源地のひとつの山梨県道志村の民有林を「道志水源林ボランティアの会」と協働して整備し、水源かん養機能の高い森林を維持します。また、ジュニアボランティア(高校生)による活動を拡充し、水道事業や環境保全活動の重要性の認識と理解を深めてもらうとともに、各種ボランティア活動への動機付けを図ります。

5 創造と挑戦の活力ある企業精神を発揮します

さらなる経営改革を推進し、地方公営企業として、より効率的な事業運営に努めるとともに、新たな収入源の開発を行い、自主・自立的な経営を確立していきます。また、職員の意識改革を進めるとともに、企業の財産である人材の育成のため、研修プログラムを拡充し、技術継承を推進していきます。

◆継続的な経営改革と簡素で効率的な執行体制の構築

料金整理業務の民間委託など、経営効率化の推進により、職員定数削減を図ります。また、PFI等の活用や、水質分析業務の受託とともに、「はまっ子どうし」の販売拡大など、積極的な事業展開を行います。

施設整備に係る費用は、企業債(借金)への依存を減らし、経営効率化による利益を生み出し、健全な財務体質への強化を図ります。また、「老朽管改良(耐震化)計画報告書」を受け、財政基盤の強化を図ってまいります。さらに、水道局が所有するあらゆる資産を最大限活用し、新たな収入源の開発・拡充に取り組みます。

◆人材の育成と技術の継承

西谷管路研修施設を再整備し、人材開発センターとともに運用することにより、企業内転職者などの育成や技術継承を効果的に進めます。

6 環境にやさしい水道システムを構築します

環境に配慮した新しい技術の導入やエネルギー消費量の削減に取り組み、取水から蛇口まで環境への負荷が少ない経済効率のよい、水道システムの構築を目指します。

さらに、横浜市脱温暖化行動指針(CO-DO30)に基づき、CO₂排出削減に努めます。

◆環境にやさしい水道システム

クリーンエネルギーを活用するために、浄水場の既存施設に太陽光パネルを設置します。川井浄水場では、相模湖系導水管の高低差を利用した小水力発電の導入に向けた設計を進めます。また、ポンプを使わない自然流下系の浄水場を優先的に利用できるよう配水幹線等の整備を行います。

◆150万本植樹行動

横浜市では、開港150周年にあたる平成21年度までに150万本の植樹達成を目指しています。水道局では、平成20年度に約28,000本、3年間で約9万本の植樹をします。



組織運営の考え方

1 お客さまニーズを第一とする運営

お客さまの声の共有化

お客さまサービスセンターや局内各部署に寄せられたお客さまの声を全職員に発信し、情報を共有化し、事業に活用していきます。

また、お客さまの声へ迅速・的確な対応100%を目指します。

お客さまの声を反映させた事業展開の推進

お客さまの声を集積共有するとともに、定期的にお客さま満足度調査（CS調査）を引き続き実施し、その結果を業務の見直しに反映します。

お客さまへの積極的なPR

出前水道教室・市民との協働による応急給水訓練・「道志水源林ボランティアの会」・水道記念館・水道局菊名ウォータープラザ水まわりの相談コーナーの展開・水のマイスターとの連携などを通じて、お客さまとのコミュニケーションを活発にします。

2 お客さまに信頼される誠実な運営

コンプライアンス

19年度に策定した「横浜市職員行動基準」に従い、市民の皆さまから信頼していただけるよう、誠実・公正に行動します。

また、「水道局コンプライアンス推進委員会」で、制度が正しく機能し活用されているか、点検・評価を継続的に実施し、コンプライアンス推進を図ります。

事務処理ミス防止

業務マニュアルにおいて、事務処理の基本である「現物主義」「記録主義」「確認主義」「相互検証・けん制主義」「個人責任主義」の5原則を業務の中に具体化するとともに、ダブルチェックを徹底するなど、これまで取り組んできた取組のさらなる徹底を図り、職員一丸となってミスゼロを目指します。

運営方針や情報の共有化

職員間の対話を進めて、風通しのよい組織とし、情報や水道局運営方針を組織的に共有することにより、局一丸となって「お客さま満足経営」を進めていきます。

3 効率的な事業運営の推進

経営改革の推進

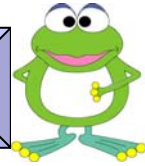
水道事業の使命は、市民の基本的なライフラインであり、持続可能な事業として存続し続けなければならない。また、お客さまからいただく水道料金で運営する独立採算企業であるということ、職員全員が共通認識し、この実現のために、経営改革をさらに推進して、効率的な事業運営を行っていきます。

業務改善

経営改革を進めていくのに必要な日常業務に対する改善意欲を、職員一人ひとりが備えられるように、局一丸となって業務改善推進運動に取り組み、さらに充実強化するとともに、職員の業務改善提案を積極的に事業に生かしていきます。



横浜開港 150 周年への取組



水道局では、横浜開港150周年にむけて次のような事業に取り組みます。

(1) 150万本植樹行動



浄水場や配水池など局が所有する施設の敷地内等にお客さまや区と協働するなどして、平成19年度から3年間で約9万本を植樹します。

平成19年度は約34,000本の植樹を行いました。
平成20年度は約28,000本を植樹し、平成21年度は約3万本を予定しています。



(2) ペットボトル水「はまっ子どうし」期間限定スペシャルボトル

平成19年からペットボトル水「はまっ子どうし」を開港150周年記念バージョンボトルで販売しています。

平成20年度は5月に横浜で開催されるアフリカ開発会議（TICAD IV）を記念して「はまっ子どうし FOR アフリカ」キャンペーンボトルを限定50万本販売します。このボトルの売上の一部はWFP（国連世界食糧計画）やJICA（独立行政法人 国際協力機構）を通じてアフリカの学校給食などの支援に寄付します



(3) アフリカ開発会議（TICAD IV）開催を契機として研修生を受入

第4回アフリカ開発会議を契機に、日本の近代水道創設の地横浜が、これまで、昭和40年代から積極的に行ってきた国際協力のノウハウを活用し、JICAの技術協力として、アフリカ諸国から3年間にわたって研修生を受け入れ、水道技術・経営について研修を実施します。



重点推進施策及び重点事業・取組

目標は原則として 12 月末時点
() 内の事業量は 3 月末時点

トップレベルの安全でおいしい水を作ります

現状と課題

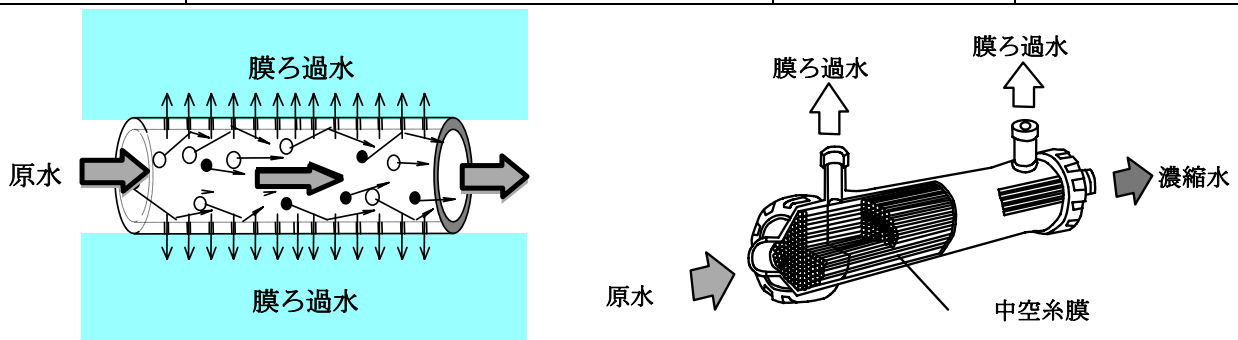
横浜市は大都市の中では比較的良好な水源を有しており、引き続き水源の維持保全に努めていきます。

また、浄水場の更新時期を迎えますが、その更新にあたり、最先端の浄水技術の導入を図るとともに、国際規格に基づく水道水質管理を行い、我が国でもトップレベルの安全でおいしい水の提供を目指します。

事業名	道志村生活排水処理事業への助成	所管課	浄水課
		事業概算見込額	
			4,712万円
事業内容	道志川水源の水質保全を図るため、13年度から道志村の合併処理浄化槽設置事業（設置予定基数：687基）に助成してきましたが、横浜市の要請に基づき、道志村では18年度から年間設置基数を増加させ、整備期間を24年度までに終了するよう短縮するとともに、窒素などの除去に優れた高度処理型合併浄化槽に切り替えました。引き続きこの事業に助成し、水源保全の強化を図ります。		
目標	道志川水源の水質保全が図られている。 50基〔累計 398基 進捗率 58%〕 (70基)〔累計 418基 進捗率 61%〕	現状値 H19年度末	累計 348基 ／687基 進捗率 51%

事業名	相模湖及び津久井湖の水質保全対策等の促進	所管課	浄水課
		事業概算見込額	
			5億3,500万円
事業内容	富栄養化が進む相模湖及び津久井湖の水質を保全するため、神奈川県及び関係利水者と協力して、水源地域の流域下水道整備事業に対する助成や湖岸への植物浄化施設の設置を行い、水質保全対策を促進します。 また、相模湖の湖底にたまった土砂を除去することにより、貯水容量の回復と上流域の災害防止等を図ります。事業計画終了時（H.31末）の堆砂率は25.5%を目指します。		
目標	水源水質の保全や貯水容量の回復が図られている。 (土砂除去量 250,000m ³)	現状値 H19年度末	29.2% (H19年末)

事業名	川井浄水場更新調査等	所管課	計画課・川井浄水場
		事業概算見込額	3,280万円
事業内容	<p>川井浄水場は、老朽化が進み耐震性にも問題があるため、全面的に更新する予定です。更新にあたっては、最先端の浄水技術である膜ろ過方式導入を検討しています。</p> <p>20年度内のPFI事業締結に向け、19年度に引き続きアドバイザー委託契約を行います。</p>		
目標	川井浄水場再整備事業 入札公告、PFI 事業者募集・選定、事業契約の締結	現状値 H19年度末	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針の策定 ・特定事業の選定 ・要求水準書(案)完了



◇膜ろ過とは？

膜ろ過とは目に見えないくらい小さな穴が無数にある薄い膜で水道の原水の中にある汚れや細菌などを取り除く方法です。

◇PFIとは？

公共事業を実施するための手法の一つで、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、**公共施設等**の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

事業名	おいしい水を作るための調査研究	所管課	浄水課
		事業概算見込額	1,332万円
事業内容	<p>お客さまへおいしい水を供給するため、大学や他の水道事業体と連携して、かび臭等異臭味対策の調査研究を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・微粉炭を用いた新たな浄水処理の研究 ・高速凝集沈殿池における活性炭の注入方法の検討 ・かび臭発生生物の画像認識による自動計測技術の開発 ・相模湖におけるかび臭発生対策調査 		
目標	かび臭等異臭味対策の研究が推進し、新たな浄水処理方法の実用化に向けた方向性が示されている。	現状値 H19年度末	西谷・川井浄水場での 実験報告書作成

事業名	塩素注入量低減などによるカルキ臭の解消・自動水質測定装置の設置	所管課	給水課・北部工事課
		事業概算見込額	1億9,533万円
事業内容	ご家庭の給水栓での残留塩素濃度を連続監視するため、16年度から自動水質測定装置を設置しています。 自動水質測定装置の設置達成率100%（82台）を目指します。		
目標	〔累計 82台 ※/82台 進捗率 100%〕	現状値 H19年度末	累計48台/82台 進捗率 59%

※繰越分17台含む。

事業名	横浜独自の水質目標に基づく水質管理 ・ISO9001の認証更新 ・ISO/IEC17025の認定更新	所管課	浄水課
		事業概算見込額	284万円
事業内容	国際規格であるISO9001の品質管理及びISO/IEC17025の水質検査体制を継続し、国の水質基準よりもさらに厳しい横浜独自の水質目標の達成を目指します。		
目標	PDCA サイクルの推進により、ISO9001・ISO/IEC17025が継続され、安全でおいしい水を供給している。	現状値 H19年度末	ISO9001 認証更新・ ISO/IEC17025 認定拡大

ISO/IEC17025 認定について

16年度は無機物（金属類）、18年度は微生物（一般細菌、大腸菌）の検査、サンプリングについて認定を取得し、19年度から有機物の検査について認定を拡大しました。

お客さまに水道水質についてより一層の安心と信頼を提供します。



水中の微小な生物を観察するための光学顕微鏡

◇ISO9001

品質マネジメントシステムの国際規格。責任と権限を明確にし、マニュアル化された手順に基づいて業務を行っていることを第三者機関の認定により保証されるものです。

◇ISO/IEC17025

試験機関の能力に関する国際規格。

第三者機関の認定により検査技術が国際的に高い水準にあることを証明するものです。

蛇口にいつでも新鮮な水をお届けします

現状と課題

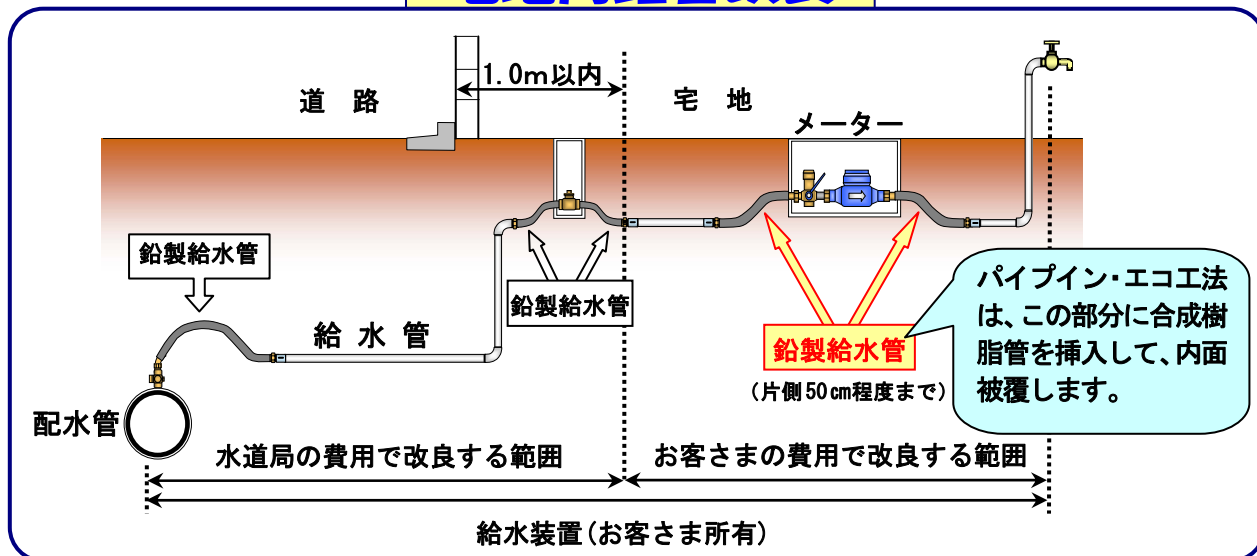
お客様の所有である受水槽や給水装置（道路内の配水管から蛇口までの引き込み管）については、お客様が維持管理を行うこととなっていますが、水質不安を解消し、蛇口でいつでも安全な水道水をご利用いただくためには、適切な維持管理が必要となります。

事業名	鉛管改良促進事業の推進	所管課	給水課・給水維持課
		事業概算見込額	
事業内容	道路内に布設されている各戸引込みの鉛製給水管について、平成14年度から8か年でより安全で良質な水の供給や漏水破裂の防止等を図るため、計画的に改良します。		
目標	1万3,300か所 〔累計 6万6,000か所〕	現状値 H19年度末	累計 53,300か所

事業名	宅地内鉛管改良の推進	所管課	給水課・給水維持課
		事業概算見込額	
事業内容	① 宅地内鉛管改良助成 より安全で良質な水の供給のため、宅地内の鉛製給水管を取り替える工事に対し、平成16年度から工事費の2分の1（上限5万円）を助成し、鉛製給水管の解消を目指します。 ② パイプイン・エコ工法 メーター据替時に、宅地内水道メーターの接続部から鉛製給水管の中にポリブテン管（延長50cm）を挿入して内側を被覆し、鉛の溶出を防ぐ廉価で簡易的な工法を新たに平成19年度から推進しています。引き続き無料で水道局が施工する事業を推進します。		
目標	推進 ① 2,000か所 ② 9,000か所 計 11,000か所	累計 〔① 6,500か所〕 〔② 19,600か所〕 〔計 26,100か所〕	現状値 H19年度末 累計 ① 4,500か所 ② 10,600か所 計 15,100か所

- 水道局が進める宅地内鉛管改良に、平成 19 年度からパイプイン・エコ工法を導入しています。
- この工法は、水道局が行うメーター交換の際に実施し、**お客さまの負担はありません。**
- 宅地内のメーター前後に使われている鉛製給水管を改良する場合は、この工法をお勧めします。

宅地内鉛管改良



◇パイプイン・エコ工法とは？

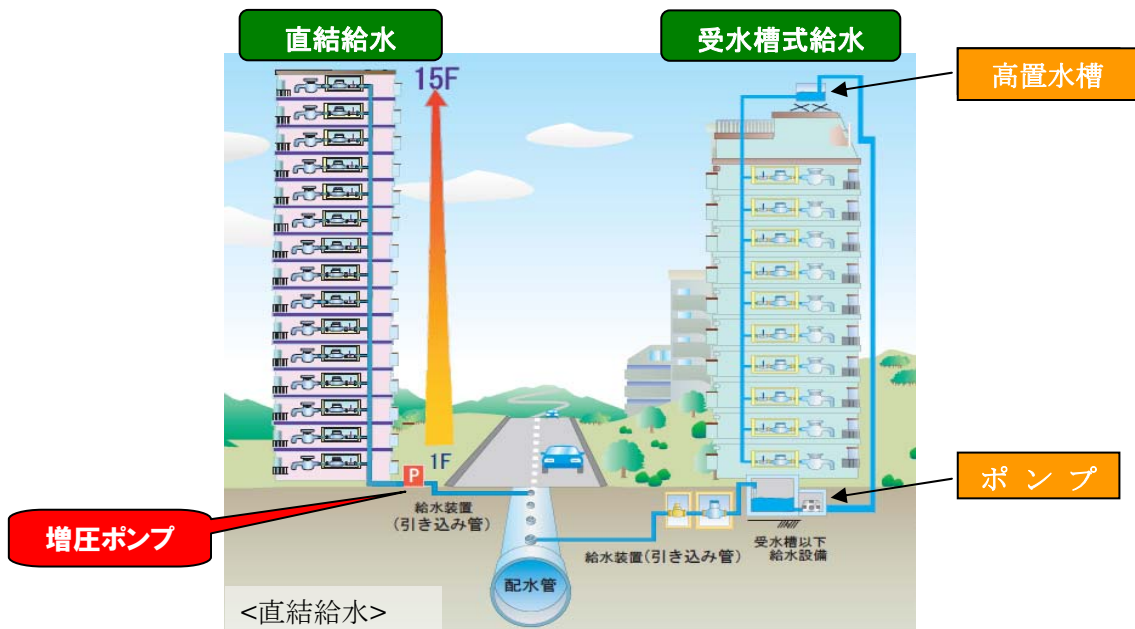
パイプイン・エコ工法は、全国で初めて横浜市が開発 (特許出願中) したもので、水道メーターの接続部から鉛製給水管の中に合成樹脂のポリブテン製の管を挿入して内側を被覆し、水道水中への鉛の溶出を防ぐ簡易的な工法で、掘削をしないで施工が可能です。

※ただし、メーター前後には極端に曲がって配管された鉛製給水管もあり、この場合挿入できないこともあります。また、高台など一部の水圧の低いところで、実施できないことがあります。

パイプイン・エコ工法

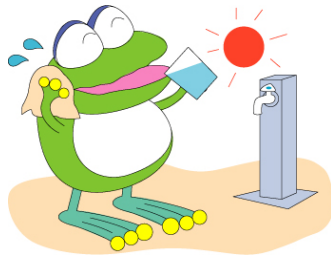


事業名	直結給水拡大事業 (4階直結給水)	所管課	給水課
		事業概算見込額	500万円
事業内容	<p>受水槽における衛生問題の解消を図るため、直結給水を進めています。直結給水には、配水管の圧力を利用した直圧給水方式とお客さまがポンプを設置する増圧給水方式があります。</p> <p>市内全域で3階建て建物に直圧で給水できるよう管網整備を進めた結果、市街化調整区域等の地域を除いた市域の99%以上で3階直結給水が可能となっています。19年度には、直結給水の実証実験を行っており、20年度は節水シャワーやタンクレストイレを使用した場合における、既存建物での実態調査を行います。調査の結果を踏まえて、21年度から本格運用に入ります。</p>		
目標	集合住宅等での使用実態調査実施	現状値 H19年度末	4階直結給水実施にあたっての基準案を作成



事業名	子供たちが水道水を飲む文化を育む事業（小・中学校等の屋内水飲み場直結給水促進事業）	所管課	給水課
		事業概算見込額	3億1,800万円
事業内容	教育委員会と安全管理局と共同で、小・中学校等の屋内の水飲み給水栓を受水槽方式から水道管からの直結給水方式に改修します。冷たくておいしい水が飲める環境をつくることで、水道水の信頼を高め、未来を担う子供たちが、蛇口から直接水道水を飲む文化を育みます。また、震災時には受水槽が破損する可能性があることから、水飲み場の直結給水化は災害時にも大きな役割を果たすことが期待されます。		
目標	36校〔累計98校〕	現状値 H19年度末	累計 62校※

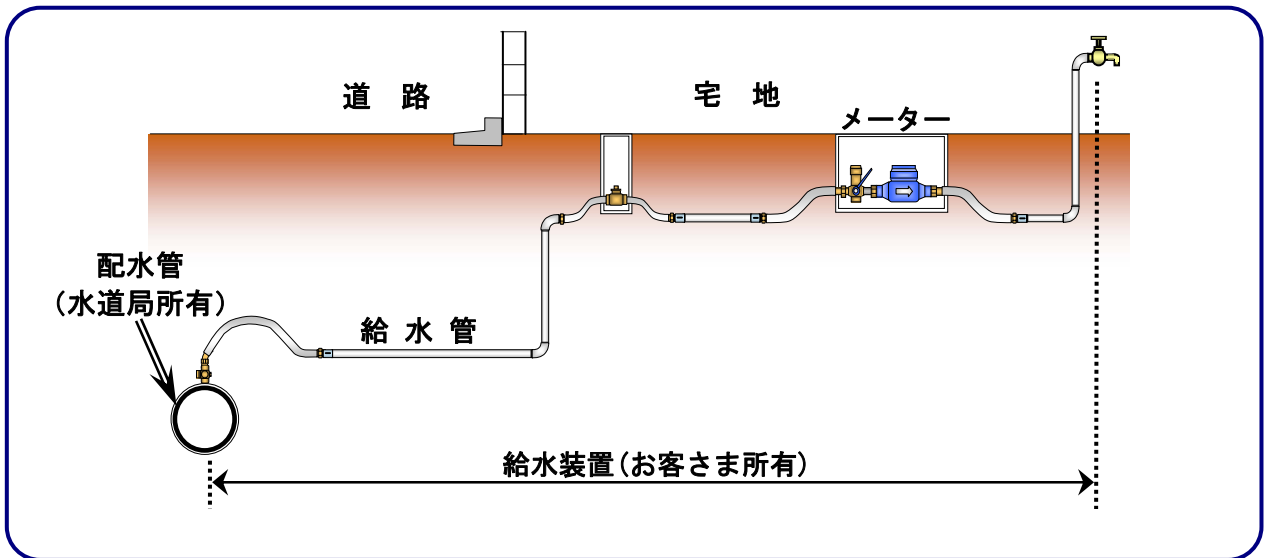
※平成16年度以前に教育委員会が実施した7校含む



事業名	水道局による貯水槽水道（受水槽）の巡回点検	所管課	地域サービスセンター ・サービス推進課
		事業概算見込額	193万円
事業内容	お客さまが安全で衛生的な水道水を利用できるよう、18年度から市内のすべての貯水槽水道（約21,000か所）を対象に、受水槽と蛇口での水質検査、適正な貯水量等の点検を5年間で行い、適切な管理について指導・助言するとともに、直結給水方式についての必要な情報を提供し、受水槽方式からの切替を促進します。		
目標	5,000か所〔累計10,000か所〕	現状値 H19年度末	累計 5,000か所

事業名	道路内の老朽給水管の積極的な取替え	所管課	給水課・給水維持課
		事業概算見込額	4億2,500万円
事業内容	道路内に布設されている給水管（給水装置）の維持管理は使用者及び所有者が行うこととされています。しかし、お客さまが維持管理することは困難なため、水道局が行う漏水修理や配水管の更新時に合わせて、管理が容易で耐震性及び施工性に優れたステンレス鋼管に改良していきます。		
目標	9,700か所 〔累計28,300か所〕	現状値 H19年度末	累計 18,600か所

給水装置の所有権のお話



給水装置とは・・・



水道局では浄水場でつくった水道水を、お客さまにお届けするために配水管を布設しています。その配水管から分かれたパイプ（給水管）や、パイプに直接つながっている蛇口などを「給水装置」と呼びます。

給水装置はお客さまの財産です。



「給水装置」はお客さまの所有物であり、財産です。したがって、給水装置の管理は、配水管から取り出した部分（分岐）から蛇口まで、お客さまが行うこととなっています。水道水を安全にお使いいただくため、蛇口や便器、湯沸し器などの設備を正しく使用していただくとともに、給水装置全体の適切な維持管理をしていただくよう、よろしくお願いたします。

災害に強い信頼のライフラインを築きます

現状と課題

災害用地下給水タンクや緊急給水栓などを設置し、居住地から概ね500m圏内に、応急給水拠点の整備が完了しています。

地震災害時にも最低限の給水を確保するために、施設の耐震化や応急給水拠点の整備など、災害に強い水道づくりを進めることが求められています。

事業名	取水・導水施設の耐震補強	所管課	計画課・建設課	
		事業概算見込額	17億4,336万円	
事業内容	災害に強く信頼のライフラインを築くために、停電時にも安定して導水ができる自然流下系の取水・導水施設の耐震化を図っていきます。 相模湖系・道志川系導水管路の耐震化率97%を目指します。(22年度末までに100%達成)			
目標	①水場から減圧水槽口径1,500mm導水管布設工事(道志川系) シールド工事約3,300m完了 配管工事約600m、(約1,000m) ②鶴ヶ峰駅から西谷浄水場口径1,100mm補強工事(相模湖系) 内挿管約50m、(約480m)	現状値 H19年度末	シールド工事 ①2,500m完了 ② -	

事業名	浄水場及び配水池の耐震化	所管課	計画課・建設課・浄水課	
		事業概算見込額	4億9,312万円	
事業内容	浄水場の構造物や配水池には、築造後40年以上が経過している施設が多いため、耐震診断を実施し、適切な補強により耐震化を進め、災害に強い信頼のライフラインを築きます。			
目標	①西谷2号配水池耐震補強 2池目施工中、(完了) ②西谷3号配水池耐震補強 1槽目施工中、(1槽目施工中)	現状値 H19年度末	西谷2号配水池 1池完成。 1池施工中	

事業名	配水池の整備	所管課	計画課・建設課	
		事業概算見込額	7,420万円	
事業内容	浄水処理した水を貯留し、需要の変動に柔軟に対応する配水池は地震災害時の応急給水拠点でもあることから、今後も整備を進め、災害に強い信頼のライフラインを築きます。配水池の整備は、汐見台配水槽の築造を始めます。			
目標	汐見台配水槽築造 準備工(既設構造物撤去中) 〔累計 2池 / 7池〕	現状値 H19年度末	小雀6号配水池築造 完了 汐見台配水槽 基本設計完了 〔累計 2池 / 7池〕	

事業名	送水機能の強化	所管課	計画課・建設課	
		事業概算見込額	30億456万円	
事業内容	各浄水場と配水池を結ぶ送水管の整備を進め、水源事故や停電などによる浄水場の停止などの緊急時におけるバックアップ体制を強化し、一層の安定給水を図ります。 大環状線及び主要送水管の整備において当初全体計画延長に対して進捗率92%達成を目指します。			
目標	新杉田共同溝 管製作約1000m、配管約600m (管製作約2000m、配管約1900m) 鶴ヶ峰幹線口径1,000mm送水管新設 シールド約500m、推進約160m (シールド約700m、推進完了) 都岡幹線(川井から都岡)口径38インチ送水管更新 推進、内挿、開削 約600m、(約690m)	現状値 H19年度末	継続整備中	

◇大環状線とは、市の湾岸部を中心として進めている共同溝内の送配水管と既設送水管の連絡による管路のネットワーク化のことです。

事業名	配水幹線等の整備	所管課	計画課・建設課・工事課	
		事業概算見込額	34億7,163万円	
事業内容	水圧の均等化、漏水破裂事故時に断水区域や断水時間を少なくするためのバックアップ管の整備など配水幹線等の整備を行い、安定給水の確保を行います。 主要な配水管の整備において当初全体計画延長に対して進捗率82%達成を目指します。			
目標	川上高区線口径500mm配水管新設 (名称変更:中尾高区線口径500mm配水管新設) 約200m、(約460m) 奈良高区からたちばな台高区線口径400mm配水管新設 約350m、(約820m全線完了) 野庭線から磯子高区線口径600mm配水管新設 約470m(約540m、発進立坑築造中) 鶴ヶ峰高区線口径600mm配水管新設 推進約300m、(施工完了) 影取線口径700mm配水管新設 約200m、(約230m)	現状値 H19年度末	継続整備中	

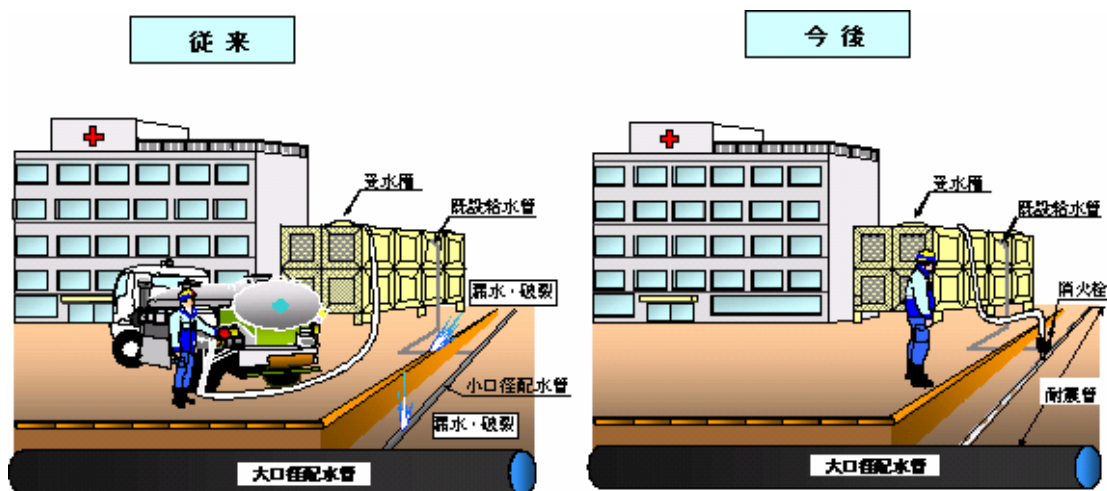
事業名	大口径管腐食性土壌対策事業	所管課	給水課・工事課	
		事業概算見込額		7億 1,145 万円
事業内容	腐食性土壌の中に埋設された配水管は、耐用年数の経過前に漏水・破裂が発生する恐れがあります。特に口径 400 mm以上の大口径水道管が漏水等した場合、広範囲で断水となり市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、優先的に更新します。土壌腐食性の高い地域に埋設されている配水幹線を 18 年度から 10 か年で更新していきます。			
目標	3 km 〔累計 6.8 km / 34 km 進捗率 19%〕	現状値 H19 年度末	累計〔3.8 km / 34 km 進捗率 11%〕	



事業名	老朽管更新促進事業	所管課	給水課・工事課・給水維持課	
		事業概算見込額		139 億 532 万円
事業内容	老朽化した鑄鉄管などは、赤水や漏水・破裂の恐れがあり、市民生活に支障が出ることから、821 kmを 12 年度から 22 年度までに更新します。			
目標	85km 累計676km / 821 km 進捗率 82%	現状値 H19 年度末	591 km / 821 km 進捗率 72%	

事業名	救急告示医療機関等管路整備事業	所管課	給水課・工事課・給水維持課
		事業概算見込額	1億8,498万円
事業内容	医療機関等では、災害時に断水が発生した場合は水道局が保有する給水車で応急給水を行うこととなっていますが、重要度の高い災害医療拠点病院及び救急告示医療機関では多量の水を必要としており、給水車による運搬給水量では十分ではないことから、18年度から10か年の計画でこれらの医療機関に給水している配水管を耐震化し、災害時でも配水管から給水を継続できるよう整備を進めます。		
目標	8か所 ※ 〔累計23か所/64か所 進捗率 36%〕	現状値 H19年度末	15か所/64か所 進捗率 23%

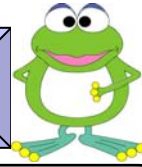
※繰越分1か所を含む。



災害医療拠点病院等への給水イメージ図

事業名	工業用水道施設の整備	所管課	工業用水課	
		事業概算見込額	8億5,900万円	
事業内容	工業用水道施設は建設から50年近くが経過し、多くの施設が老朽化していることから、計画的な更新整備を行います。			
目標 (指標)	宝町口径1,100mm配水管布設替工事 (約140m) 飯島町口径1,200mm配水管布設替工事(約130m) 秋葉町口径200mm配水管布設替工事 (約330m) 小雀沈殿池等耐震補強工事 (21年度完成)	現状値 H19年度末	継続整備中	

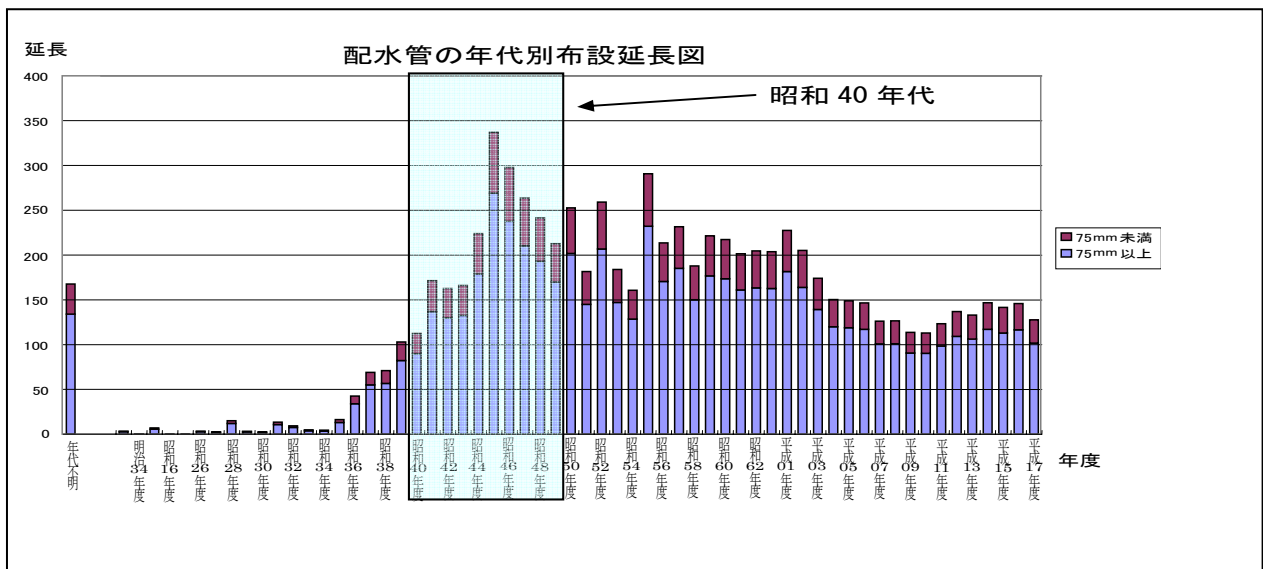
水道施設更新の必要性～水道工事にご理解を



「中期経営計画」の経営上の主な課題のひとつに、「老朽化した水道施設の更新」を掲げています。

横浜市の浄水場など基幹的施設の中には、明治・大正期に設置されているものもあり、老朽化による耐震性能の低下などから、抜本的な更新・改築の時期を迎えています。

また、水道管は約 9,000 キロメートルにも及び、そのうち昭和 40 年代以降の水需要の拡大期に大量に整備したものが順次更新時期を迎えようとしていることに加えて、地震災害に備え、耐震性の向上も必要となっています。



これらの施設の更新につきましては、莫大な資金が必要ですが、水道料金収入が近年減少を続けており、厳しい財政状況が続いています。

このため、経営の効率化により一層取り組み、内部で利益を生み出し、この財源を浄水施設の再整備、老朽管の取り替え、施設の耐震化等に充てることにより、将来にわたって、安全でおいしい水を安定的にお客さまにお届けしてまいります。

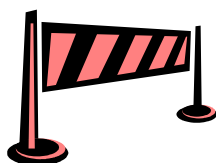
お客さま満足度の高い水道サービスを提供します

現状と課題

お客さまの声を反映して、お客さまサービスセンターでの電話受付に一元化し、365日・24時間、いつでもお受けするサービスを行っています。

高度化・多様化するお客さまニーズに対応するためには、お客さまの声を的確に把握し、お客さまが必要としているサービスを迅速に提供する必要があります。

事業名	水道工事情報の配信	所管課	総務課	
		事業概算見込額	100万円	
事業内容	水道局ウェブサイトについて市内在住のお客さまへのアンケートを行ったところ、水道工事情報を掲載してほしいとの回答が多く寄せられました。そこで、20年度中に水道局ウェブサイトへ日々の水道工事情報を掲載し、お客さまに水道工事の情報を適切に提供します。			
目標	水道局ウェブサイトに日々の水道工事情報を掲載することにより、お客さまに情報が提供されている。	現状値 H19年度末	実施方法を検討	



事業名	水質診断サービスの充実	所管課	水質課	
		事業概算見込額	—	
事業内容	お客さまから依頼された水質検査の診断結果について、すみやかに回答するとともに、必要な場合には専門的な水質知識を持った職員が直接お客さま宅へ伺って詳しい説明を行い、水道水質に対する疑問や不安にお答えします。			
目標	従来、2週間程度かかっていた水質診断の回答を1週間程度に短縮し、サービスの向上を図られている。	現状値 H19年度末	結果通知 (約14営業日)	

事業名	事故対応の迅速化	所管課	浄水課	
		事業概算見込額	469万円	
事業内容	現在、浄水場や給水維持課等では、水道施設の総合監視等を行っている水運用システムにより、市内の水道水の動きをリアルタイムで把握し、お客さまへ水をお届けしています。20年度からは、ポンプ場等で事故が発生した際に、「お客さまサービスセンター」や「地域サービスセンター」等でも、断水状況等を把握し、お客さまからの問い合わせに的確にお答えできるよう、システムの改良を行い、事故時の初期対応の迅速化や確実化を図ります。			
目標	事故初期対応の迅速化が図られている。「お客さまサービスセンター」、「地域サービスセンター」、「南・北工事課」へのシステム端末12台増設	現状値 H19年度末	水運用システムの更新	

事業名	職場内の情報共有、職場の目標の共有	所管課	経営企画課
		事業概算見込額	—
事業内容	職員間の対話を進めて、風通しの良い組織とし、運営方針を職員全員で共有することにより、局一丸となって「お客さま満足経営」を進めていきます。		
目標	職場の目標の共有100%を目指します。	現状値 (平成19年度)	29.6%

事業名	地域サービスセンターによる身近なサービス提供	所管課	地域サービスセンター ・サービス推進課	
		事業概算見込額	2,031万円	
事業内容	<p>これまでも行ってきた小学校での出前水道教室や自治会・町内会等との防災訓練について、回数・内容等を充実させて実施します。</p> <p>また、区民祭りなど地域イベントへの参加のほか、横浜開港150周年記念植樹を区役所との合同で実施するなど、地域の特性に合わせた事業を展開します。</p>			
目標	出前水道教室、水道週間などのイベントのアンケートで、70%以上の（理解できたなど）肯定的な意見を得ている。	現状値 H19年度末	推進	



事業名	道志水源林ボランティア事業の推進	所管課	浄水課・水源林管理所	
		事業概算見込額	1,405万円	
事業内容	<p>人手不足などにより手入れの行き届かない水源地道志村の民有林を、市民ボランティアの自主的な組織「道志水源林ボランティアの会」や他のNPO等との協働で整備し、水源かん養機能の高い森林に再生します。</p> <p>さらに、19年度から実施しているジュニアボランティア（高校生）による活動を拡充し、水道事業や環境保全活動の重要性に対する理解と認識を深めます。</p>			
目標	NPO等との協働により水源保全が図られている。 森林整備面積 5.8ha 累計 31ha	現状値 H19年度末	森林整備面積累計 延べ 25.2ha	

事業名	「水のふるさと道志の森基金」	所管課	浄水課
		事業概算見込額	1,762万円
事業内容	<p>市民の自主的な水源保全活動である道志水源林ボランティア活動を継続的に支援するとともに、ボランティア活動に参加できない市民にも資金協力という形で水源保全活動に参加していただくため、18年度に「水のふるさと道志の森基金」を設立しました。</p> <p>基金は、市民や企業の方々からの寄附や、「はまっ子どうし」の売上の一部などにより20年度までの3か年で4,500万円を積み立てます。</p>		
目標	<p>水源保全活動のための基金が造成されている。</p> <p>20年度新規積立金 1,762万円 （うち、寄附金100万円、 はまっ子どうし450万円）</p>	<p>現状値 H19年度末</p>	積立金額累計3,000万円



事業名	「はまっ子どうし」の販売拡大	所管課	販売推進担当 地域サービスセンター
		事業概算見込額	1億7,389万円（収入）
事業内容	<p>開港150周年を迎えるにあたり、水のおいしい都市・横浜のオフィシャルウォーターとして、利用の促進、新たな販路の拡大、地域や企業・コンベンションなどにおける幅広い利用と浸透に局を挙げて取り組みます。売上げの一部を「水のふるさと道志の森基金」に充当し、市民ボランティアによる水源林整備事業を支援します。</p>		
目標	230万本	<p>現状値 H19年度末</p>	193.6万本



ペットボトル水 はまっ子どうし

道志村の豊かな森にはぐくまれた水をペットボトルに詰めました。横浜市内を対象にケース単位でお届け（配達有料）します。市内のコンビニエンスストアや酒店、デパートの一部などでも販売しています。

- 280ml ボトル・・・1本100円～
- 500ml ボトル・・・1本110円～
- 2ℓ ボトル・・・1本200円～

（取り扱い店によって、価格は異なります）

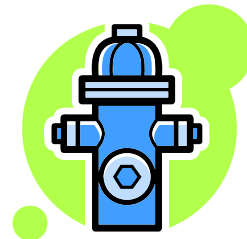
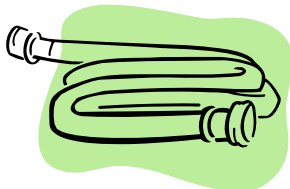


お問い合わせ・ご注文は、水道局お客さまサービスセンターへ

TEL 045-847-6262

「はまっ子どうし」の売上げの一部は
「水のふるさと道志の森基金」に充当されます。

事業名	市民との協働による応急給水対策の強化	所管課	総務課・地域サービスセンター
		事業概算見込額	900万円
事業内容	<p>応急給水活動を市民と協働で行う体制を確立するため、地域住民参加による応急給水訓練を引き続き実施するとともに、実施内容を市民が主体的に活動できるよう改善していきます。また、20年度から2か年計画で、各地域サービスセンターに車載用給水タンクを配備し、災害時や断水時の運搬給水に対応します。</p>		
目標	<p>① 災害用地下給水タンクでの応急給水訓練、配水池訓練及び緊急給水栓・給水車訓練を実施(190か所)</p> <p>② 職員応急給水訓練の実施(操作可能な職員比率、ほぼ100%を維持)</p> <p>③ 災害時支援協力員の充実強化(330名体制)</p> <p>④ 防災とボランティア週間、「水道フォーラム」の実施(200名規模)</p> <p>⑤ 車載用給水タンクの整備</p> <p>車載用給水タンク(9台)を整備し、災害時や断水時の運搬給水に対応できるようにします。</p>	<p>現状値 H19年度末</p>	<p>①災害用地下給水タンク訓練 120か所</p> <p>配水池訓練 4か所</p> <p>緊急給水栓・給水車訓練等 57か所</p> <p>計181か所</p> <p>②職員応急給水訓練 操作可能な職員比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用地下給水タンク 99.1% ・ 緊急給水栓 99.5% <p>③災害時支援協力員登録 323人</p> <p>④防災とボランティア週間・水道フォーラム 195人</p> <p>⑤車載用給水タンクの現状調査実施。</p>



応急給水訓練

創造と挑戦の活力ある企業精神を発揮します

現状と課題

水道料金収入が伸び悩む一方で、老朽化した施設の更新等に大きな財政需要が見込まれるため、スリムで効率的な経営を目指します。

また、これまで水道事業を支えてきた団塊世代の職員が大量に退職することから、技術の継承が課題となっています。

事業名	経営効率化の推進	所管課	人事課・経営企画課	
		事業概算見込額		8億9,537万円
事業内容	検針業務の民間委託地域を拡大するとともに、これまで直営で行ってきた料金未納整理業務についても民間に委託します。			
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・スリムで効率的な執行体制の推進 ・生み出した利益での施設整備の継続 職員定数 △115人削減（うち工業用水道事業 △7人）	現状値 H19年度末	職員定数 2,083人 （工業用水道事業分含む）	

職員定数の目標

長期ビジョン・10か年プラン：約3分の1削減

中期経営計画：約20%の440人削減

事業名	IT新時代に即した情報化の推進	所管課	情報システム課・人事課・経理課	
		事業概算見込額		4億2,917万円
事業内容	これまで整備してきた業務システムやネットワーク等を最大限に活用し、お客さまサービスの向上や業務の効率化などを進めていきます。 20年度は、21年度からの庶務事務システム導入に向けて、行政運営調整局とシステム改修のための調整を行います。また、18年度から導入している物品・委託契約等の電子入札を拡大し、入札参加者の利便性向上と事務の効率化を図ります。			
目標	庶務事務システムの導入準備、電子入札の拡大など	現状値 H19年度末	新料金 オンライン システムの本稼働開始	

事業名	人材の育成と技術の継承	所管課	人材開発課
		事業概算見込額	
		7,234 万円	
事業内容	<p>少数精鋭の組織機構による効率的な事業運営の推進とお客さま満足度の向上を目指し、より一層の意識改革・風土改革と能力開発を進めます。</p> <p>技術継承の推進や企業内転職者の育成を集中的に進めていくため、各種研修を強化するほか、企業内転職者育成プログラムを充実させます。</p> <p>あわせて、今年度に再整備を行う西谷浄水場内の管路研修施設のほか、人材開発センター・水処理実験プラント等を一体的に活用することによって、技術・技能継承を推進します。また、事務職員についても、業務知識と問題解決力の強化に向けた研修に力を入れます。</p>		
目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 高度な専門的知識・技術を有する職員育成の推進 ② 事務職員の業務知識と問題解決力の強化 ③ 技術転職者育成プログラムの推進 ④ 事務転職者育成プログラムの導入 ⑤ お客さま満足経営にむけた研修の推進 ⑥ 西谷管路研修施設の再整備 	<p>現状値 H19年度末</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①② 定型かつ個別テーマで研修を実施 ③ 新制度の導入 ④ 新制度の内容検討 ⑤ お客さまサービスセンター実務研修等の実施 ⑥ 再整備の内容検討

事業名	企業債残高の縮減	所管課	経理課
		事業概算見込額	
		—	
事業内容	企業債発行を償還金の範囲内に抑制することにより、残高の縮減を図ります。		
目標	(企業債残高 1,982 億円)	<p>現状値 H19年度末</p>	1,986 億円

事業名	局資産の有効活用の推進 (未利用地の売却等の推進)	所管課	資産活用担当
		事業概算見込額	
		1 億 1,040 万円(収入) 1,200 万円(支出)	
事業内容	<p>20 年度に、新たに事業開発担当専任部長を設置し、局が所管するあらゆる資産(土地、建物、構築物、知的財産等)の有効活用を図ることにより、多角的な収入源の確保を目指します。</p> <p>この事業を推進するため、19 年度に実施した各事業所の現況調査の結果を踏まえ、具体的な活用計画を策定し、順次実施します。</p>		
目標	未利用地の売却(1 億 1,040 万円) その他資産等の有効活用の推進	<p>現状値 H19年度末</p>	17 か所 5,750 m ² を売却 14 億 7,000 万円(収入) (15 年度以降の累計)

事業名	他事業体からの水質等分析業務の受託	所管課	水質課
		事業概算見込額	234万円（収入）
事業内容	19年度から他の水道事業体から水質等の分析業務を有料で受託しています。これにより、収入の確保とともに、水質測定技術の継承や向上を図ります。20年度は分析範囲の拡充等により、さらなる増収を目指します。		
目標	水質測定技術の向上とともに、収益の確保を達成している。 拡大（234万円分受託）	現状値 H19年度末	124万円（収入） （13件）受託

事業名	国際協力事業の推進	所管課	人材開発課
		事業概算見込額	431万円
事業内容	専門家の派遣、研修生の受入等により相手国の技術・知識の向上に貢献するとともに、協力事業を通じて職員の知識、指導力、判断力、語学力などの能力向上を図り、グローバルな視野を持った職員を養成します。また、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）を契機とした研修生受け入れを行うとともに、同会議において横浜の水道技術をアピールします。		
目標	①国際協力事業の推進とそれによる職員の育成 ②アフリカからの研修生受入と会期中の水道技術紹介	現状値 H19年度末	①JICA ベトナム国中部地区水道事業人材育成プロジェクト等の実施 ②アフリカ開発会議国際交流講演会の実施

環境にやさしい水道システムを構築します

現状と課題

水源林の保護育成など環境保全へ貢献する活動を行うとともに、省エネルギーやリサイクルなど環境負荷を削減するための取り組みも行っています。

水源地から蛇口まで水をお届けするためには、ポンプの利用などで多くの電気エネルギーを消費し環境に負荷を与えています。

事業名	自然流下系の優先と ポンプ系施設の縮小	所管課	計画課・南部工事課	
		事業概算見込額	—	
事業内容	電気エネルギー消費量を削減するため、自然流下系の水を最大限利用するための水道システムの構築を目指します。 配水量1 m ³ 当りの電力消費量 0.33kWh/ m ³ を目指します。 (22年度は0.33kWh/m ³ 達成)			
目標	影取線口径 700mm 配水管新設 約 200m、(約 230m)	現状値 H19年度末	影取線口径 700mm 配水管新設 事業先送り	

事業名	太陽光発電設備の整備	所管課	浄水課・設備課	
		事業概算見込額	3億9,408万円	
事業内容	既存の施設に太陽光パネルを据付け、発電した電力を浄水場の運転管理に使用します。 20年度末には、約890KWの太陽光発電設備が整備(整備率70%)され、22年度までに1,300KWの設備を整備します。			
目標	再生可能エネルギーの導入促進が図られ、CO ₂ 排出量の削減に寄与している。 ・小雀2系沈殿池太陽光発電設備設置工事 (2池完成) ・小雀1系ろ過池太陽光発電設備設置工事 (10池完成)	現状値 H19年度末	ろ過池：40池 沈殿池：2池 排水池：6池	

太陽電池搭載型遮光装置

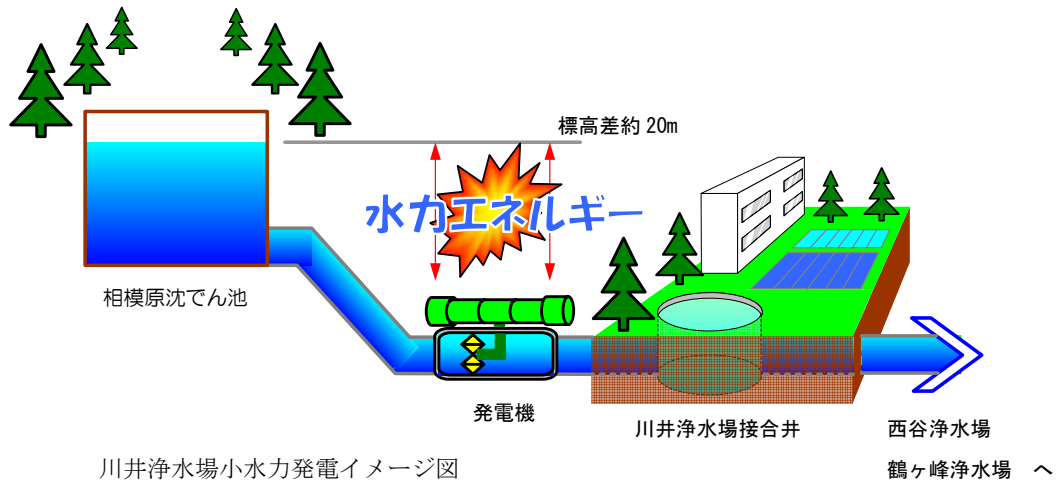


小雀浄水場1系ろ過池
覆蓋太陽光発電設備



小雀浄水場2系沈でん池
フロート式太陽光発電設備

事業名	川井浄水場等小水力発電	所管課	計画課・設備課・川井浄水場	
		事業概算見込額	1億1,400万円	
事業内容	導水路の高低差による位置エネルギーを活用して、川井浄水場及び青山沈殿池に水車を設置して水力発電を行います。 20年度は設計を完了し、川井は工事を開始します。 (21年度に355kW(川井300kW、青山55kW)の発電開始)			
目標	川井浄水場小水力発電設備 設計完了、土木工事施工中(発電機室完成) 青山沈殿池小水力発電設備 設計中(設計完了)	現状値 H19年度末	事業方式、発電方式、発電電力の利用方法等の計画概要決定(川井)	



事業名	新エネルギー採用の可能性調査	所管課	計画課	
		事業概算見込額	600万円	
事業内容	太陽光発電や小水力発電のほか、水道事業で可能な新エネルギー事業について、大学研究機関等と共同調査・研究を行います。この調査を行うことにより、水道事業としての新たな地球温暖化防止策を探ります。 20年度は事業化に向けた共同調査・研究等を開始します。			
目標	大学研究機関等と共同調査・研究 1件	現状値 H19年度末	可能性調査報告書を大学研究機関から受理	

事業名	150万本植樹行動	所管課	経営企画課
		事業概算見込額	3,500万円
事業内容	19年から開港150周年の21年に向けて3年間で合計約9万本の植樹を行う予定です。昨年度に引き続き、計画に基づいて積極的に他区局や市民の方々と連携して植樹計画を進めていきます。		
目標	植樹を通じて、二酸化炭素の削減に寄与している。 2万8,000本 累計 6万2,000本	現状値 H19年度末	3万4,000本



西谷浄水場での「ミツバツツジ」の植樹の様子



川井浄水場での「ドウダンツツジ」の植樹の様子



平成 20 年度運営方針 各課の取組姿勢

私たちに
お任せください!

水道局の経営責任職とともに、水道局の各職場がどのような取組姿勢で平成 20 年度の事業を行うか、その意気込みをご紹介します。

【総務部】

(総務部長のコメント)

水道事業は、市民生活や都市活動に欠くことのできない水道水を不断にお送りするとともに、サービスの対価として水道料金をいただき、事業運営を行っています。

総務部は総務、人事、人材開発、経理などの間接部門から成り立っていますが、お客さま満足度の高いサービス提供を目指して、事業運営の目標や方向を示すとともに、第一線職場の後方支援に努めます。また、経営効率化、人材の育成、財政の健全性維持を進め、経営基盤の強化を図ります。

総務部長 川副 英二

【技術継承等担当部長】

(技術継承等担当部長のコメント)

経験豊富なベテラン職員が大量退職時期を迎えます。

お客さまに、将来にわたって安全な水道水を安定してお届けするため、ベテラン職員が長年培ってきた技術・技能を絶やすことなく継承し、災害時や事故時にも迅速な対応が図れるよう、人材育成を行っていきます。

技術継承等担当部長 加藤 茂

課名	取組姿勢
総務課	●法令等に基づき適正な事務処理を行うとともに、第一線の職員の後方支援部隊として、連絡・調整や相談事などには、親切・丁寧な対応をします。また、わかりやすい文書の発信・説明を行います。
人事課	●少数精鋭実現のために、職員の意欲に応えられる新たな人事給与制度を活用し、職員の能力が発揮できる組織作りを行います。
人材開発課	●「水道局人材育成ビジョン」に掲げる『自ら考え行動する水道のプロフェッショナル』の育成を目標として、経営改革の継続的な推進と技術力の向上に向け、人材育成を行っていきます。
経理課	●会計規程等に基づき、正確かつ適正な会計伝票審査、収入・支出事務処理及び契約手続きを行います。また、積極的・効率的な資金運用に努め、さらなる財政の健全化にチャレンジします。
職員厚生会	●職員が健康でいきいきと仕事に取り組めるよう福利厚生事業を実施するとともに、職員の立場に立って親切でわかりやすい窓口・電話対応を行います。

【事業開発担当政策専任部長】

(事業開発担当政策専任部長のコメント)

様々な事業の中で収入源の多角化を検討するとともに、「はまっ子どうし」など、局を挙げて保有する商品の販売を拡大し、土地・建物を含む貴重な保有資産の有効活用を図ることにより、水道事業の持続的な経営基盤を強固なものにしてまいります。

事業開発担当政策専任部長 中山 仁

課名	取組姿勢
資産活用担当	<ul style="list-style-type: none"> ●活用可能なすべての局資産について、資産活用に重点を置き、収益を上げるとともに、その基礎となる資産管理業務について、効果的に、創意工夫をこらして取り組みます。 ●コンプライアンスに基づき、問題は一人で悩まず、先送りせず、皆で早期解決を図ります。
販売推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ●情報の共有を十分に図り、活発な討議を通じて、職員が自ら考えて行動し、自由なアイデアが生かせる職場風土を醸成します。 ●局職員が一丸となって「はまっ子どうし」の販売拡大に取組めるよう、市民ニーズをとらえた販売戦略を立てるとともに、局内での情報共有や連携強化を図ります。

【経営企画部】

(経営企画部長のコメント)

私たちは、お客さまの声にお応えしながら、お客さまに分かりやすい経営情報の提供に努め、「いつでも、どこでも、お客さま満足を基本にする水道局」として、将来に向けて永続的に安定した施設・経営・サービスを目指し、様々な職場と力を合わせて、経営改革、組織風土改革を進めます。

経営企画部長 原田 陽一

課名	取組姿勢
経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> ●お客さま満足の向上を経営の基本に据え、お客さまの声を経営に反映させながらサービス向上を図ってまいります。 ●効率的な事業運営のための業務改善と組織風土の改革に取り組むとともに、お客さまにわかりやすい経営情報を提供してまいります。
情報システム課	<ul style="list-style-type: none"> ●情報化の推進をとおして、お客さまサービスの向上及び業務の効率化並びに情報セキュリティの強化等に取り組みます。

【お客さまサービス推進部】

(お客さまサービス推進部長のコメント)

私たちは、水のプロとして、お客さまのご意見やご指摘を心から大切にし、また、お客さまがお知りになりたいことには、何でもお応えできるように努めます。

このことを通じて、おいしい横浜の水とあわせて、「あなたに任せてよかった」と思ってもらえるサービスをお届けします。

そこで、次の合い言葉のもと、部内全職員が一丸となって、仕事に取り組んでいきます。

**私たちは、水のプロとして、お客さまとの対話を大切にし、
おいしい横浜の水と満足いただけるサービスを提供します。**

(お客さまサービス推進部サービスコンセプト)

お客さまサービス推進部長 名取 正彦

課 名	取 組 姿 勢
鶴見・神奈川地域サービスセンター 西・保土ヶ谷地域サービスセンター 中・南 地域サービスセンター 港南・栄 地域サービスセンター 旭・瀬谷 地域サービスセンター 磯子・金沢地域サービスセンター 港北・都筑地域サービスセンター 緑・青葉 地域サービスセンター 戸塚・泉 地域サービスセンター	【地域サービスセンター取組姿勢】 <ul style="list-style-type: none"> ●お客さまにさらに満足いただけるサービスを提供できるよう、お客さまの視点に立ち、職員一丸となって業務の質の向上、改善に取り組めます。 ●水道事業へのご理解をいただけるよう、出前水道教室、防災訓練等の充実など、地域に身近なサービスを企画・実施するとともに、はまっ子どうしの販売などを通じて、お客さまとのコミュニケーションの機会を創り大切にしていきます。 ●いつでも気持ちよく水道をお使いいただけるよう、「笑顔で正確、迅速、丁寧」な対応に努めます。
サービス推進課	<ul style="list-style-type: none"> ●お客さまサービスセンターと地域サービスセンターとの連携を強化して、お客さま満足度の向上に努めます。 ●水のマイスターとの連携強化を通じて、市民の間の対話促進に努めます。
料 金 課	<p>私たちは、お客さまの信頼に応え、お客さまが満足するよりよいサービスを提供するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水道料金支払の利便性が向上するように努力します。 ●確実な料金計算と収納を実行し、地域サービスセンターをサポートします。 ●委託化を推進するとともに、委託事業者を確実にサポートします。 <p>以上を、「誰のために、何のために」を職場で議論しながら実行します。</p>

【給水部】

(給水部長のコメント)

私たちは、お客さまのご意見やご指摘を事業に反映して、災害に強い、環境にやさしい水道のライフラインを築きます。さらに、「安全でおいしい水を安定的に供給すること」により、お客さまの安心と信頼の向上を目指します。

給水部長 永井 康敏

課 名	取 組 姿 勢
給水課	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事事務ゼロ、繰越工事ゼロを目指します。 ● 技術継承のため、初心者向けの技術研修の充実を図ります。(年 10 回程度) ● お客さまの声を事業に反映して、水道施設を改善し、「安全でおいしい水を安定して供給する」ことによりお客さま満足度の向上を目指します。
北部工事課 西部工事担当 南部工事課 中部工事担当	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月進捗会議を開催し、工期の短縮や適切な予算執行に努めて繰越工事ゼロを目指します。 ● 配水幹線の整備、老朽管更新の促進等を図り、災害に強い信頼できるライフラインを築きます。 ● 工事の安全管理に、職員と工事事業者が一体となって取り組み、工事事務ゼロに努めます。 ● お客さまの視点に立って、事業を推進し、漏水や水道工事に関する お客さまのご指摘を前年度に比べ 10%以上削減します。
北部給水維持課 西部給水維持課 南部給水維持課 中部給水維持課	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽管の更新や鉛製給水管の改良を推進し、安全でおいしい水をお客さまにお届けします。 ● 漏水・破裂等事故が起きたときの初期対応を敏速にし、お客さまサービスの向上に努めます。 ● 工事の安全管理に、職員と工事事業者が一体となって取り組み、工事事務ゼロに努めます。 ● お客さまの視点に立って、事業を推進し、漏水や水道工事に関する お客さまのご指摘を前年度に比べ 10%以上削減します。

【浄水部】

(浄水部長のコメント)

NPO、関連機関などと共に水道水源を守り、高度な品質管理（ISO9001）で、安全かつおいしい水道水を供給し、顧客満足を得て環境都市横浜の魅力を高めます。

浄水部長 高橋 照章

課 名	取 組 姿 勢
浄水課	●水源保全対策の促進や新たな浄水処理方法の調査研究に取り組むことにより、お客さまへ安全でおいしい水をお届けします。
設備課	●省エネルギーや新エネルギーの促進により、環境にやさしい水道システムの構築を目ざして、環境都市横浜の魅力を高めます。
西谷浄水場 川井浄水場 小雀浄水場	●水道水の製造工場として、お客さまに安全でおいしい水を安定的に供給するため、ISO9001の品質目標を確実に実行するとともに、積極的に太陽光や水力などの自然エネルギーを活用し、環境にやさしい浄水場を目指します。
水質課	●ISO/IEC17025 試験所体制を強化することで、水質検査技術の継承や向上を図り、水道水質の信頼性の向上に努めます。また、水質分析業務の受託を拡大します。
水源林管理所	●道志川の良質な原水を確保するため、水源かん養林を効率的に保護育成します。また、民有林についてもNPO等と共に、水源かん養機能の向上・再生に努めていきます。

【施設部】

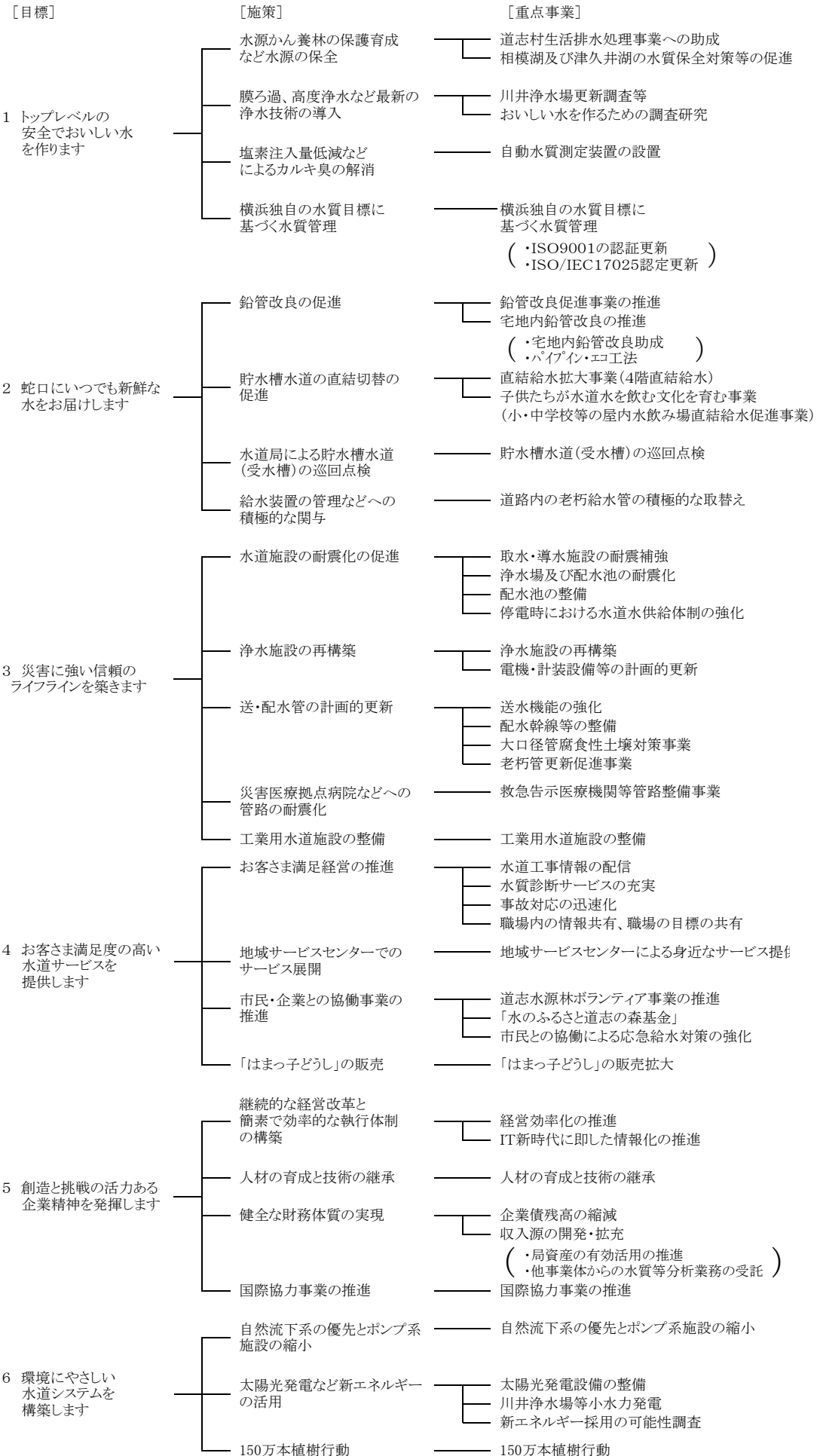
(施設部長のコメント)

長期的な視野を持って、環境に配慮した持続可能な水道事業を目指し、確実な技術力に裏付けられた安全・安心の水道施設を構築します。

施設部長 林 秀樹

課 名	取 組 姿 勢
計画課	●水道事業の将来を見据えた長期的視野を持って業務を遂行します。 ●川井浄水場再整備事業について、「横浜市PF1等基本方針・ガイドライン」に則った手続きを行い、平成20年度内の事業契約を目指します。
建設課 技術監理課 工業用水課	●工事事故ゼロを目指します。 ●繰越工事ゼロを目指します。 ●総合評価落札方式を拡充し、工事の品質確保に努めます。 ●安定給水の確保を図るため、適切な施設の更新に努めます。

平成20年度の重点推進施策及び重点事業の取組体系





からだにやさしく
森に優しい清流水



はまきどり

「はまきどろし」の売り上げの一部は、道志村の民有林を保全する「水源林ボランティア事業」に活用されています。

水道局お客さまサービスセンター
TEL.045-847-6262

水道局
お客さまサービスセンター
☎045-847-6262
FAX045-848-4281



横濱開港 150 周年

たねまる

環境行動都市へ向け ハマッ子が行動します！



ヨコハマは G30

■ G30 car
Gomi 20% 削減
Greenyou 25% 削減
SD 20% 削減
目標 35%

■ G30: MUC
CO2削減率 10%

横浜市 コード



2025年までに温室効果ガス排出量を30%削減！